

令和6年（2024年）9月紀北町議会定例会会議録

第2号

招集年月日 令和6年9月3日（火）

招集の場所 紀北町本庁舎議会議場

開 会 令和6年9月10日（火）

出席議員

1番 脇 昭 博

3番 岡 村 哲 雄

5番 原 隆 伸

7番 奥 村 仁

9番 太 田 哲 生

11番 近 澤 チヅル

13番 家 崎 仁 行

2番 宮 地 忍

4番 大 西 瑞 香

6番 東 篤 布

8番 樋 口 泰 生

10番 瀧 本 攻

12番 入 江 康 仁

14番 平 野 隆 久

欠席議員

なし

遅刻議員

6番 東 篤 布

早退議員

6番 東 篤 布

地方自治法第121条の規定により説明の為議会に出席した者の職氏名

町 長	尾 上 壽 一	副 町 長	中 場 幹
会 計 管 理 者	宮 本 忠 宜	総 務 課 長	水 谷 法 夫
財 政 課 長	上ノ坊 健 二	危機管理課長	家 倉 義 光
企 画 課 長	上 村 毅	税 務 課 長	直 江 憲 樹
住 民 課 長	世 古 基 樹	福祉保健課長	直 江 和 哉
老人ホーム 赤羽寮長	東 雅 人	環境管理課長	垣 内 洋 人
農林水産課長	高 芝 健 司	商工観光課長	岩 見 建 志
建 設 課 長	井 土 誠	水 道 課 長	宮 原 優
海山総合支所長	玉 本 真 也	教 育 長	中 井 克 佳
学校教育課長	直 江 仁	生涯学習課長	長 井 裕 悟

職務の為出席者

議会事務局長	上 野 隆 志	書 記	鶴 田 博 樹
書 記	源 口 晴 子	書 記	佐々木 猛

提 出 議 案 別紙のとおり

会議録署名議員

11番 近 澤 チヅル	13番 家 崎 仁 行
-------------	-------------

議事の顛末 次のとおり記載する。

入江康仁議長

皆さん、どうもおはようございます。

定刻になりましたので、これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は13名であり、定足数に達しております。

なお、6番、東篤布議員に対しては、連絡もないので、欠席扱いとさせていただきます。

入江康仁議長

本日の日程については、お手元に配付しました議事日程表のとおりであります。

なお、朗読は省略させていただきますので、ご了承ください。

それでは、ご報告を申し上げます。

本定例会において、9人の議員から一般質問の通告書が提出されました。

本定例会の一般質問については、本日が5人、11日の本会議で4人ということで、2日間で運営させていただきたいと思います。

なお、会議の終了時間でありまして午後5時までに予定する通告者の質問が終了するような場合においても、その時点で会議を閉じることといたしますので、ご了承くださいと思います。

入江康仁議長

それでは、日程に従い議事に入ります。

議事日程に入る前に、ちょっと今、東篤布議員から遅刻との連絡が入りましたので、先ほどの連絡なき欠席は、所用のため遅刻ということで訂正させていただきます。

それでは、日程に従い議事に入ります。

日程第 1

入江康仁議長

日程第 1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第126条の規定により、本日の会議録署名議員に、

11番 近澤チヅル議員

13番 家崎仁行議員

のご両名を指名いたします。

日程第 2

入江康仁議長

次に、日程第 2 一般質問を行います。

本件につきましては、会議規則第61条第 2 項の規定により、通告書は去る 8 月 26 日に締め切り、既に執行機関に通知済みであります。

運営については、議員の発言の持ち時間は30分以内とし、持ち時間の残りを残時間表示用のディスプレイ画面に質問者に対し周知することにします。

質問の方法については、会議規則第50条ただし書により、議員の質問は全て質問席から行うことを許可いたします。

最初に通告した全ての事項について質問することも可能でありますし、通告した事項について 1 項目ずつ質問することも可能であります。

町長等による反問については、会議規則第51条の 2 の規定により認めることとし、反問に対する答弁の時間は、議員の持ち時間に含めないことといたします。

また、一般質問は通告制でありますので、通告の内容に基づいて行っていただき、要望やお願い、お礼の言葉を述べないよう、十分注意をしていただきたいと思います。

なお、事前に質問の相手を通告してありますが、一般質問の調整も行われていることと思いますので、基本的には町長から答弁をしていただき、数字的なことや事務の執行状況など、担当課長等の答弁は最小限にとどめていただき、議事の運営にご協力をくださいますようお願いいたします。

それでは、8番 樋口泰生議員の発言を許します。

8番、樋口泰生議員。

8番 樋口泰生議員

議長の許可をいただき、令和6年9月議会定例会の一般質問をさせていただきます。

今回は3項目について、町長に答弁を求めます。

まずは、質問に入る前に一言申し上げます。

先頃、熊野古道におきまして、運悪く熊に遭遇し被害に遭われた方におかれましては、心よりお見舞い申し上げます。本来ならば楽しく古道を歩いて、自然を満喫いただくことになっていたと拝察します。いたたまれない思いに駆られる次第であります。一日も早い健康の回復をお祈り申し上げることを願っております。

それでは、項目に入らせていただきたいと思います。

まず、1つ目、獣害被害の現状と今後の対策について。

2つ目、コロナ禍後の経済対策及び金利施策の現状について。

3つ目、人口減少社会・観光関連産業の現状と活性化施策についてを質問させていただきます。

では、1つ目の獣害被害の現状と今後の対策についてであります。

さて、質問でございますが、8月14日、ツヅラト峠において熊による人身被害の通報がなされました。それに伴い、クマアラートにより注意喚起がなされ、若者センターでは関係者の皆さんが、万が一に備えての対処の確認がなされており、先頃では、上里地区において近隣の方々の大々的な草刈り作業もなされていると聞いております。その後も町内各所では熊の出没が相次いでおります。

一方、7月には農業者から猿による農産物被害の訴えが、悲痛の声が農林水産課に出ています。以前にも同僚議員が猿の町内出没について議論されたことがあります。そのときと少し趣の違いを感じております。どういうことかと申しますと、前者、熊出没は住民及び来訪者の生命の危機もしくは危険であり、後者、猿出没は住民の生活、生存の危機であります。紀北町の現状認識と今後の対策について答弁を求めます。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

それでは、樋口議員のご質問にお答えをさせていただきます。

獣害被害の現状と今後の対策についてでございます。

猿による農作物の被害につきましては、農業を営む方々にとっては営農意欲をそがれるとともに、収入にも影響するなど大変深刻な問題であると同時に、耕作放棄地の増加にもつながることと認識をいたしております。

それに加えまして、今年度に入り、町内の複数の場所ではツキノワグマの目撃情報や出没情報が多数寄せられているところでございまして、その中には人家付近に設置している養蜂箱への被害もございました。

また、8月14日には、大紀町側のツヅラト峠道付近で人身被害が発生したことを受け、より一層の注意喚起のために三重県クマアラート警報が本町にも発表されたところでございます。熊の存在を身近に感じると同時に、危険な動物だと改めて再認識したところでございます。

この地域の熊について、少しご説明をさせていただきます。紀伊半島南部に生息するツキノワグマは、環境省のレッドリストに絶滅のおそれのある地域個体群として位置づけられております。

また、三重県に生息するツキノワグマは、生息数が少ないことから、三重県自然環境条例により三重県指定希少野生動植物種に指定されております。

しかしながら、三重県におきましては、昨今の事故の状況から本当に保護する対象として考えていいのか、保護対象から駆除の対象にしたほうがいいのかということ、環境省に申入れをしていることとお聞きいたしております。

そのような中ではありますが、今年度は全国的に熊の出没が多発し、人身被害も発生している状況を踏まえまして、三重県では熊による被害防止のための取組を展開することとなり、去る8月20日には、本町の若者センターにおきまして、「集落にツキノワグマが出没し、人にけがを負わせ逃走した」ということを想定した、ツキノワグマ出没時の対応合同訓練が関係機関により実施されたところでございます。

本町の獣害対策では、猟友会と連携した有害鳥獣駆除のほか、農村見守り支援員による追払いや捕獲、農地における電気柵などの設置等に必要な資材購入費への10万円を上限に、2

分の1の補助につきましては、今後も実施していきたいと考えております。

特に、猿対策につきましては、地元猟友会や伊勢農業協同組合、本町などによりまして、紀北町鳥獣被害防止総合対策協議会を設立しておりまして、この協議会が国の補助事業である鳥獣被害防止総合対策事業を活用して、雌猿を捕獲して発信器を取り付ける事業を実施しているところでございます。

以上です。

入江康仁議長

樋口泰生議員。

8番 樋口泰生議員

今、町の施策といいますか、対策をお聞きしました。改めて再度お聞きしたいのですが、今、お言葉の中でありました、特に紀北町鳥獣被害防止総合対策協議会、これは頂いた資料によりますと、平成21年3月に設置されているとお聞きしております。今、簡単にご説明はいただきましたけれども、現状ですね、つい最近もそうなんですが、現在ではどのような運営活動がなされているのか。また、定期的にこういう会議が開かれているのか。それとメンバーがどういう方なのか、もう少し詳細をいただきたいと思います。

また、次に質問してもいいのですが、この中にありました獣害防止計画の中の紀北支部猟友会の皆さんの高齢化が進む中、後継者となる若手の狩猟免許取得者の確保が課題となっておりますというふうに書いてあります。これに対しても、免許取得とか金額面の部分、その対策、若手育成をどういうふうにされているのか、重ねて答弁を求めます。よろしくお願いします。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

担当から説明いたします。

入江康仁議長

高芝農林水産課長。

高芝健司農林水産課長

ご質問にお答えをさせていただきます。

まず、紀北町鳥獣被害防止総合対策協議会ということなんですけれども、この協議会につきましては、地元の猟友会、それから伊勢農業協同組合、それから森林組合、それから古里

区とか道瀬区、そして本町などからが構成しまして設立をしております。

この協議会につきましては、主にこれまで国の補助事業を受けるために設立したということもございしますが、その後、地元に入り込んで、猿の追い払いの方法とか猿の勉強会などを実施しておりますし、また、野生動物のすみかとなる、草が多いような場所の刈り払いなんかも、緩衝帯の設置を定期的に毎年やっております。

また、答弁漏れがあったら教えていただきたいと思います。

すみません。

猟友会の高齢化によります猟友会員の減少とか、そういったものにつきましては、免許取得につきましては、この協議会から金銭的なサポートとかそういったものはございませんけれども、役場の窓口におきましては、狩猟免許更新等の問合せとか新たに狩猟免許を取りたいと言われる方が毎年何名かございます。そういったときには、講習の説明をさせていただいたりとか、あっせん、紹介させていただいているような状況でございます。

以上です。

入江康仁議長

樋口議員。

8 番 樋口泰生議員

それでは、経過に関しては大体分かりましたけれども、あと、猟友会の方の後継者問題、以前でしたら猿とか鹿とかイノシシは、直接的にあまり命の危機を最初申し上げたように、感じることはないかと思うんですが、熊に関しては遭うと大変なことになるという、助かれば御の字だというレベルに今、達しているような、全国的には。

その中で、猟友会の人数が減っているということは、やはりちょっと問題というよりも守ってくれる方が公に猟銃を持って動いていただける方が少なくなるというのは大変なことだと思いますし、あとは、山を駆け巡るにはやっぱり若い方じゃないと難しい部分もありますし、反射神経等も含めて、ぜひ、熊の発生が多くなれば、この機会に、ぜひ、そこら辺の見直しも行っていただきたいと、そういうふうに思いますけれども、町長、よかったですら答弁をいただきたいです。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

熊の発生状況について、今、大変増えております。そういう中で、銃を持って狩猟ができ

るのかというと、今、現時点では危険なときを除いてできないということで、この間の訓練を若者センターで行ったわけでございますので、今、例えば、ケージで捕らえたとしても、それは放獣しなければいけないというような流れがあって、先ほど申し上げたように県もそのやり方でいいのかどうかということで、環境省とかそういったところに問合せをしながら、知事自体も人に危害を加えることはどうなのかということで、今後どうするかということで判断をするものだと思っております。

ですから、猟友会の方がいらして、熊が出たからすぐ撃てるというような、今、状況ではございませんので、そういったことも含めて、今後、三重県等とも相談をしていきたいと、そのように思います。

入江康仁議長

樋口議員。

8番 樋口泰生議員

もう少しだけ、熊に関してお聞きしますが、他県では射殺してもいいという許可を出している県もあるように、私は報道で聞いているように思うんですが、あの許可というのはどういうステップをすれば、三重県が許可を下せる、いわゆる国の許可が要るのか、その点に関して分かっていることがあれば、答弁いただきたい。よろしくお願いします。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

先ほど申し上げたように、三重県では、三重県自然環境条例によって三重県指定希少野生動植物種に指定されております。したがって、今の段階では猟銃でどんどん撃っていくというような状況はできませんので、こういったところから変えていかないとなかなか難しいものだと考えております。

入江康仁議長

樋口議員。

8番 樋口泰生議員

簡単に言うと、県の条例を変えていただかないと町は動けませんというふうに判断すればいいのでしょうか。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

ちょっと言葉足らずで申し訳ございません。

例えば、紀伊半島とかそういったところでくくっているところは、それぞれの県によって違うんですけれども、そういう希少動物というような形になっています。しかし、ほかのところでは、県でそういう指定のないところがありますので、そういったところは規制がなく、そういった対応もできるものだと私自身、思っております。

入江康仁議長

樋口議員。

8番 樋口泰生議員

それに関してはもっと増えていく、多分目立ってくるのではないかと想像はできますけれども、それに関しては、対応を県と深いご相談をいただいて対応していただきたいと、そういうふうに思います。

一方、私がお聞きしたいのは猿のほうで、ある意味、猿のほうもお聞きしたいので、被害状況、私のほうの耳に入っている農業者の被害なんですけど、5つほどありまして、1つは無人販売所におけるトウモロコシ、カボチャの盗難、2つ目、サツマイモ、畑のつる抜きによる生育不良、まだ、芋が育っていないのに抜いてしまうそうなんです。それで生えるはずの芋が育たない。3つ目、スイカ、メロンの食い荒らし、4つ目、防護網を破ってのトウモロコシ畑の食い荒らし、5つ目、温州ミカン、甘夏の食い荒らし、特に先ほど町長が少し言われましたけれども、耕作放棄地ではないんですけれども、いわゆる収穫をやめられた木になっているものに猿が群がって、その横にある収穫しようとしているものも食い荒らされる、そういうふうな現象があると聞いております。

いま一度、町長のコメントをいただきたいと思います。よろしくお願いします。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

猿の被害がたくさんあるのは十分承知しております。

今、畑等についてのお話があったんですが、私の住んでいる相賀地区では住宅まで入って、冷蔵庫を開けて持っていくような猿がいるのも事実です。自宅でもこん、こんとするので開けたら猿がいた、私の自宅ですけれども、そういう状況もあります。

ただ、イノシシ、鹿等と違いまして、猿は本当にどこへでも自由に動けるようなことでご

ざいます。一定の2 mの柵をすれば、例えば、鹿とかイノシシは電気柵をすれば入って来れませんけれども、猿はどこからでも、上からでも来ますので、そういう小さな家庭菜園のところも被害を受けている状況でございます。なかなか、これは難しい状況でございますので、その認識は十分持っております。

入江康仁議長

樋口議員。

8番 樋口泰生議員

皆さん、家庭菜園をやってみえられる方はもちろんですけども、そういった被害に、朝、目を覚ましたら顔を見られていたという方もいらっしゃると思いますので、その中で、この鳥獣被害防止計画、これですね、この中に令和5年度、6年度の施策が書かれておりまして、先ほども少し触れられたのですが、令和5年度、群れの遊動域及び頭数の調査をされて、6年度、今年度には大型捕獲おり等で捕獲を実施と書いてあるんです。もう少し、詳細、数量とか設置場所とか、そういうのが分かれば農家の方も安心すると思いますので、説明を求めます。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

担当課から答弁いたします。

入江康仁議長

高芝農林水産課長。

高芝健司農林水産課長

お答えをさせていただきます。

猿につきまして、この計画に書いている対策なんですけれども、昨年度から、令和5年度から雌猿を捕獲しまして、発信器を取り付ける事業を着手しましたけれども、残念ながら、令和5年度は雌猿を捕獲することができませんでした。ただ、雄猿を捕まえまして、群れに帰るかどうかというのを見たところ、群れに帰りませんでしたので、残念ながら、令和5年度については取り付けることができませんでした。

それで、令和6年度につきましては、引き続き、国の事業を活用しまして、実は海山地域で雌猿を便ノ山と矢口でそれぞれ1頭ずつ、合計2頭を付けております。そして、発信器を取り付けまして、それを調査したところ、群れに帰ったという結果となっております。

それであと、今年度、雌猿を海山で2頭捕りましたので、残り2頭につきまして、長島地

域でつけたいということで、今、古里、それから出垣内、それから志子などに、おりを仕掛けて捕獲を考えているところです。

そして、この計画が若干、ずれてしまいまして、今年度につきましては、雌猿を捕まえて群れに帰して、行動域の、どういうところの行動をしているのかということと、あと、生息数、頭数の調査をしたいと考えております。

そして、来年度につきましては、その調査結果を基に、どれぐらい猿の群れを、捕獲頭数を減らしたほうがよいのかどうか、そういったものも検討しまして、そして、捕獲おりを購入した上で、適切な地域におりを仕掛けて、猿の頭数を減らすような事業を実施したいと考えてございます。

以上です。

入江康仁議長

樋口議員。

8 番 樋口泰生議員

猿対策に関して、なかなか難しいかと思いますが、議員視察でも東のほうへ行きまして、効果的な方法とかそういったものを学んできたところでありますので、ぜひ、早急に対策をお願いしたいですし、期待もしております。

予算が足りないということなのか、それに対して町長にこの項目の最後に答弁をいただいて、次に移りたいと思います。お願いします。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

今、予算が足りないというよりも、手順を踏んで進めているとご理解いただきたいと思います。

入江康仁議長

樋口議員。

8 番 樋口泰生議員

そういうふうに理解させていただきます。

次の2項目に移らせていただきます。

コロナ禍後の経済対策及び金利施策の現状についてをお聞きしたいと思います。

コロナ禍後の紀北町における経済対策または物価高対策が施行されていますが、成果・効

果の検証はなされていますか。説明を求めます。

また、特に、現状、金利施策はなされておりますが、バージョンアップについてはどのような強化策を検討されていますか。答弁を求めます。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

コロナ禍後の経済対策、金利施策についてご質問にお答えをさせていただきます。

コロナ禍後の紀北町における経済対策及び物価高対策といたしまして、地域経済の活性化を促すために地域生活応援商品券事業を前年度に引き続き、今年度も事業実施を行っているところでございます。

また、町では、平成25年度から小規模事業者の経営の安定と改善を図るため、商工会を経由した政府系金融機関が実施する、小規模事業者経営改善資金融資制度の利子補給事業を実施しているところでございます。

加えて、令和2年度以降、同じく政府系金融機関が実施する新型コロナウイルス感染症の影響を受けた方に対する別枠融資として、融資額1,000万円を限度に、令和2年4月から令和5年3月末までの期間にて借入れされた日から、4年以降10年以内の全額について利子補給を行うこととしておりまして、令和5年度の途中から利子補給が開始され、各事業者の方々に町単独での利子補給を継続しているところでございます。

さらに、令和2年度以降、民間金融機関が実施する三重県新型コロナウイルス感染症対応資金制度の融資を受けた方に対する利子補給として、融資額1,000万円を限度に令和2年5月1日から令和3年3月末までの期間にて借入れされた日から、4年以降10年以内の全額について利子補給を行うこととしておりまして、令和5年度の途中から利子補給が開始され、各事業者の方々に町単独での利子補給を継続しているところでございます。

以上です。

入江康仁議長

樋口議員。

8番 樋口泰生議員

今、詳細といいますか、分かる方には分かるということで、実際にこういう金利補助を頂いた方は特によく分かっていらっしゃると思いますが、まずはこのことからお伝えしたいと思いますけれども、説明いただきまして、紀北町は、金利施策は大変評判が近隣から比べ

て高く、近隣の市町、経営者から羨ましがられたり、取扱金融機関は大変、効果的だとの評価をいただいております、というのが私だけかも分かりませんが、町長におかれましては、この施策に関してどういうふうの評価、ご自分でですが評価されていますか。

まずは、答弁をいただきたいと思います。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

この4年目以降の3年目までは国が、というようなお話でした。4年目以降の利子補給については、大変、我々も考えて、いろいろ予算のことも踏まえて決断して行ったわけですが、何とんでも単年度的な地方創生交付金がありますよね、その期間中にそのお金を使ってやるというのであれば、それは国のお金でできるんですけれども、こうやってうちのように長期的に利子補給をやっていくということは、先ほども申し上げたのですけれども、町の単独補助でございますので、これが一般財源等にも大きな負担にもなります。

それらを踏まえた上で、今、議員もおっしゃったように借りやすさ、利子がなく借りられる、そういうことで金融機関も勧めていただいたみたいなんです、そういったことをやるという判断すること自体が大変重かったです。

しかし、今、議員がおっしゃっていただいたように、それはお借りしていただく方に対しましては、随分、喜んでいただいたものだとは認識しております。

入江康仁議長

樋口議員。

8番 樋口泰生議員

それでは、実績といいますか、今、担当課のほうに上がっております利子補給を頂いている事業者数とか金額、分かるレベルで結構です。答弁をいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

担当から答弁いたさせます。

入江康仁議長

岩見商工観光課長。

岩見建志商工観光課長

お答えします。

利子補給の対象事業者は、民間金融機関の方が163件、それで政府系、日本政策金融公庫から借りられている方が101件となります。実績に関しましては、令和5年度の実績で申し上げたいと思います。借入れ件数が47件、借入れ総額といたしましては3億2,830万円、利子補給金額が35万1,500円となっております。これは通常の小規模の借入れ、通常の利子補給のほうです。

それから、コロナ対策の新たにできた利子補給に関しましては、令和5年度の実績で申し上げますと、借入れ件数が101件、借入れ総額としましては6億8,670万円、利子補給の金額が39万2,600円。

もう一方の民間の金融機関のほうなんですけれども、これにつきましては、借入れ件数が163件、借入れ総額が11億1,990万円で、利子補給の金額は437万5,483円となっております。

以上でございます。

入江康仁議長

樋口議員。

8番 樋口泰生議員

そういった結果であるということで、これが近隣の市町においては政府系機関からは3年間はいいけれども、その後、コロナ禍においての手厚い保護というのが紀北町におかれましては自信を持ってといいますか、近隣市町から羨ましがられている、これは誇るべきところがあるかと思います。

そこでなんでありますが、紀北町自慢の金利施策、従来からあります公金金利借入の部分があるかと思います。コロナ禍ではない金利施策です。これも近隣にはない施策を、町長、やっただいていてくれるわけでありましたが、そういうもののバージョンアップはお考えではないかと。

具体的にもう少し申し上げますと、借入金額の5年返済、7年返済とあるかと思いますが、1年目の金利の何割かの補助はあるかと思います。従来からの金利施策です。ところが、1年目でストップする。5年あったら、できればもう少し長く金利補助をいただくと安心して経営を、仕事をやっていけるのではないかと、そういうふうに感じますが、答弁を求めます。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

今のところ、そういったバージョンアップは考えておりません。ちなみに今、課長が申し上げたんですけれども、令和7年から令和13年、これまでの町単の出金が約7,800万円、町単で出します。大変、厳しい財政状況の中、出させていただいておりますので、今、現時点ではそういったバージョンアップについては考えておりません。

入江康仁議長

樋口議員。

8番 樋口泰生議員

それでは、切り口といいますか、ちょっと角度を変えてお聞きします。

住宅ローン、我々の町を今後支えていただく若い夫婦が建てられることが多いだろうと思われる新築住宅です。そのローンに関しましては、国の政策金利というか国の政策があるのかと思います。これについて、何課がお答えいただくのかよく分かりませんが、子育て新築世帯の住宅ローンに関しまして、どういう施策が打たれているか、町のほうで認識してみえることをちょっとお聞きしたいのですが。答弁を求めます。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

住宅ローン等につきましては、やはり、国の施策等、何があるか、現実には私は存じておりません。もうそういう世代とはちょっと違いますので。

ただ、この住宅ローンは建てる大きさとかお借りするもの、こういったものは全て計画的に、将来、子育てもしながら支払いできるような計画を、まずは個人としてしっかり立てていくのが大切だと思っております。

入江康仁議長

樋口議員。

8番 樋口泰生議員

その点なんです、当初は国の施策のほうでいきますと、上限金額があって、そのうちの1%、最近では0.7%にということで、所得税、住民税減税があるというふうに聞いております。結局、所得税は知らなくて当たり前なんです、住民税への対応があるということで、町の今、質問させていただいたんです。住民税にどういう影響があるかということなんです、国の施策の一部なのか、これは各自治体のみで行っている施策なのか。恐らく、町の方

も、所得税だったら知らないで結構なのですが、住民税の補助というのは若干あるように聞いておりますが、いかがでしょうか。

尾上壽一町長

議長、担当課のほうから。

入江康仁議長

直江税務課長。

直江憲樹税務課長

住民税においての住宅ローン補助についてですけれども、所得税の額を上回った部分について限度額の中で、住民税のほうで控除していると思います。

以上です。

入江康仁議長

樋口議員。

8 番 樋口泰生議員

もう少しだけ具体的にお幾らぐらいだとか、限度額とかそういうのが分かれば答弁いただきたいんですが。

入江康仁議長

直江税務課長。

直江憲樹税務課長

限度額につきましては、個人の借入残高等によって変わってくるかと思います。

以上です。

入江康仁議長

樋口議員。

8 番 樋口泰生議員

分かりました。もう少し、その点に関しましては、特に人口減少の中で、若手ご夫婦を増やしていこうということであれば、この部分をもう少し、町単独でも手厚い保護をしてやるのが本来かなという気がいたします。

そういったところで、この質問をさせていただいているわけでありまして、繰り返しますが、金利高騰による独自の補助金システム、減税措置、私が調べたほかの自治体では、建築後、3年間、固定資産税非課税というのがあるみたいなのです。固定資産税ですと、町税に、いわゆる地方税になると思いますので、こういったこと、これは逆に、3年間以上たつて10

年以内に引っ越した場合は返却を要するみたいなこともついているみたいなのですが、そういった法整備、特に若手ご夫婦、新築しようとしていらっしゃる方々に対して人口を増やそうという思いで、私たちは議論させていただいておりますので、そこら辺の手厚い若い方々への、それを町長のほうから答弁いただきたいと思いますと思いますが、いかがでしょうか。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

今、若い方が子育てをしたり、生活していくための住宅ローンの観点からお話しいただきました。ただ、住宅を建てるにしても、例えば地域の木材を使えばどれだけの補助が出るとか、ほかの補助でもやっておりますので、その税金のほうの話はちょっと私今ここで答えられるだけの知識を持っておりませんので、勉強はさせていただきたいと思いますが、いろいろな意味で子育て支援とか新たに家を建てる方のことを考えれば、そういったことがありますので、トータル的な考えの中で支援をしていきたいと、そのように思います。

入江康仁議長

樋口議員。

8 番 樋口泰生議員

ぜひ、検討をいただきまして、特に若い世代が新築するとか、国からの補助もいろいろ出ているとは思いますが、自治体同士の戦いのような感じがいたしておりますので、ぜひ、その戦いに勝っていただきたいと、紀北町が、そういうふうに思う次第であります。

それで、あと一つお聞きしたいのは、スタートアップ事業所の後押し施策ということになると思いますが、紀北町創業支援事業保証料補助金制度、このことについて説明を求めたいと思います。答弁をお願いします。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

担当からお願いします。

入江康仁議長

岩見商工観光課長。

岩見建志商工観光課長

お答えします。

平成30年度からの事業となりますけれども、三重県中小企業融資制度の創業・再挑戦アシスト資金要項に基づく融資を受けた利用者の方への保証料補助を行っております。補助金の額は、三重県信用保証協会に支払った保証料の2分の1となります。ただし、上限額は16万5,000円となっております。

以上でございます。

入江康仁議長

樋口議員。

8番 樋口泰生議員

そういった形で、若手の住民の方を含めて、手厚い施策、人口減少時代における手厚い施策がなければ、どんどんと人口減少に拍車がかかっていくんじゃないかと、そういうふうに感じてなりません。

次に、今の人口減少でございますので、3つ目に移りたいと思います。

人口減少社会・観光関連産業の現状と活性化施策についてお聞きしたいと思います。

2040年には紀北町の人口は約4割減少すると予想されており、地域社会の機能維持が困難になるとも言われております。将来を展望した際に、事業継承や雇用創出など地域経済の維持・活性化の取組が最大の課題となっております。

紀北町においては、観光関連産業の現状をいかに捉え、育成・発展させて上記諸課題の解決に役立てるか答弁を求めます。よろしくお願いします。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

観光関連産業についてのご質問にお答えをいたします。

東紀州の玄関口に位置した紀北町は、急峻な山々と熊野灘に囲まれ、世界遺産熊野古道や清流銚子川、美しいリアス式海岸等、雄大な自然が魅力の観光地として来訪者が増えているところでございます。

訪れる方が増え、町内での消費が増え、観光関連産業が活性化することにより、他の産業への波及効果が期待され、定住人口や関係人口の増加に寄与する好循環が生まれるものと考えております。

観光施策を発展させていく上では、紀北町の地域資源、地域の持つ強み、弱みをしっかりと捉えた上で、一つ一つ課題解決に向けて前に進めていく必要がございます。

入江康仁議長

樋口議員。

8番 樋口泰生議員

今、お答えいただいたのは、ちょっと、ずっと入って来なかったのですが、再質問といたしますか、お聞きしたいと思います。

コロナ禍後のにぎわい創出のキーワードは、紀北町におきましては観光だと私は感じるところがありまして、その中でも20周年を迎える熊野古道ですけれども、まずは、現在、今年ですので、イベント事業計画はどのようなになっておりますか。答弁を求めます。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

キーワードは熊野古道ということで、20周年でございます。そういった意味では、熊野古道も含めてやっていかなければいけないし、コロナ後ということでは、最近、新聞のほうで取り上げていただいております始神テラス、道の駅2つ。それから、ほかの東紀州への入込客、そういったものも順調に回復しているのではないかと、私自身は考えているところでございます。

20周年の記念事業につきましては、担当のほうから答弁いたさせます。

入江康仁議長

岩見商工観光課長。

岩見建志商工観光課長

お答えします。

20周年の記念事業といたしましては、始神さくら広場において、桜の記念植樹とともに、熊野古道連合会によるきほく古道まつり、それから、きほく七夕物語では、馬越峠で天の川に見立てたライトアップ、秋には馬越峠周辺での古道まつり。三重県におかれましては、熊野古道伊勢路の踏破ウオーク。観光協会が実施する記念キャンペーン事業。また、始神テラス周辺では桜の植樹を行い、桜の観光名所となるよう計画してございます。

以上でございます。

入江康仁議長

樋口議員。

8番 樋口泰生議員

そういった形で県のほうからも予算をいただいて、20周年記念事業を盛大に行っていくことなんですが、これは節目、節目を迎えるに当たってやる事業でありまして、通年で資料も頂いておりますが、入込客といいますか、古道を来訪される方の人数がこういったイベントがあると、いわゆる登録されたときは増えて、ずっと減っていったって、10周年で増えて、20周年に向けてまた増えて減っていく。そういう山脈といいますか、山のようにいくわけなんです、その中でどうやって、ほかの市町と連携は取らないといけないと思いますが、紀北町においてどういう形でこのチャンスといいますか、取られるのか、それをお聞きしたいところであるわけです。

その中で、この中心を担っているのが県のほうにあります一般社団法人東紀州地域振興公社の方々も含めて、というかこういう方が中心となって、熊野古道の来訪者調査もやっているように伺っております。結果も大変分厚い資料で、今ここにあるのが半分くらいなんですけど、これですね。これが過去の資料、読み解くまではいかないですけども、これの中から課題が書かれておりまして、その点に関してちょっとお聞きしたいと思います。

まず、1つ目は古道沿いにトイレがない。2つ目は古道沿いに駐車場が少ない、分かりにくい。3つ目に古道までの移動手段が不便、分かりにくい。この要望、課題、需要に対して紀北町はどう対応していらっしゃいますか。答弁を求めます。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

トイレの問題については、県のほうもよく分かっておりまして、そういったものがアンケートを取ってもあるということでございます。そういうことで、県のほう、南部地域活性化局がトイレの現地調査をしていただきました。

そういうことで、空白地帯としては南部地域からすればない、ほぼないということでございます。ただ、トイレの位置がどこにあるかないかということが、うちの中を見ても、トイレはあるんですけども、そこへ誘導するような手段がないので、今後、統一的なステッカーを用意していきたいとそういうお話は伺っております。

それから、駐車場は登り口そのものが山の中にあったり、狭いところにもあります。それと、基本的に登って下りてくる時間も長いので、1台止めれば半日埋まってしまうとか、いろいろな課題がございますので、なかなか、これを充足するのも難しいのではないかと考えております。

それで、移動手段ですが、これはみんなおっしゃられます。

そこで、紀北町は町内だけなんですけれども、「えがお」がございます。これは、高齢者ばかりではなしに、観光とか一般の方も乗れるようになっておりますので、そういった意味では、バックパッカーのような形で来られる方は、公共交通を使って来て、そこから移動する、二次交通が必要だとなってきます。そういった意味では、うちは僅かではございますが、そういう手当もできるような状況でございまして、今、それが利用できないのが馬越峠の尾鷲側、それから、ツヅラト峠の下り口というんですか、大紀町側です。後の峠は「えがお」で移動も可能でございますので、そういった利用もしていただければありがたいと思います。

入江康仁議長

樋口議員。

8番 樋口泰生議員

その次に質問しようと思っていたんですけれども、いわゆる「えがお」のことなんです。ただ、今ちょっと気になったのは馬越峠の入り口はいいんです。荷坂峠のトンネルを抜けたところまで、いわゆるツヅラト峠の入り口ではなくて、荷坂峠の入り口までという認識でよろしいのでしょうか。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

馬越峠の尾鷲側、それとツヅラト峠の下り口というか、そちらです。荷坂峠ではなしにツヅラト峠です。

入江康仁議長

樋口議員。

8番 樋口泰生議員

すみません、議長。

ちょっと聞き間違えたんだと思いますけれども、例えば、荷坂峠を下りて来られたい場合は荷坂峠のトンネルを大内山側に抜けて、そこで降ろすと認識していたんですけれども、それはそれでよろしいんですね。ツヅラト峠の入り口に行くのには難しいということで認識してよろしいんですね。

そこでなんです、この東紀州、この書類の中にも書かれておるのは、紀北町だけ褒めていただいております。今、町長がおっしゃった、ほかの地域にはない、東紀州地域振興

公社の課題の報告の中には、古道客の移動手段の必要性、峠と駐車場をつなぐシャトルバス、運転代行バス等の改善が必要でと、その対策の中で紀北町の「えがお」を参考に、熊野古道伊勢路域内での移動サービスやMa a Sの実証事業の検討などを進めていくことも必要と考えると書かれているのですね、この書類の中には。

これ、紀北町だけでこの「えがお」をやるのではなしに、今、言いました熊野古道伊勢路域内での検討、そうすれば、いつも私どもが聞いております「えがお」の守備範囲がすごく広がると感じておりますが、それに対して町長、どういうふうにお考えですか。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

このことについては、今までも何度もお答えをさせていただいております。

そして、荷坂峠の下り口がよその町なので、そこは何でオーケーやという議論も出てくると思います。そこはやすらぎ苑組合がございますので、火葬等でも使うということで、特別にあそこまでは行かせていただいているところでございます。

あと、私もこれも以前言ったんですが、馬越峠間をつなぐもの、そういったものとか「えがお」が、例えば、尾鷲神社のところ、尾鷲病院に行けないんですかということも、公共交通の中でもお話はしておりますが、やっぱりタクシー会社とか福祉タクシーの関係もあって、なかなか難しい。特定の場所でなぜそこなのかという話から、じゃ、ここも広げられないのかという話も必ず結びついてきますので、なかなか、そこは難しい部分があるかと思っています。

そういったことからすると、「えがお」はやはり二次交通には成り得るんですが、あくまでも公共交通の中での手段ということになります。それと、尾鷲から馬越峠はないんですが、公共交通として三重交通のバスがございます。そこで帰ってきていただく。それと今、馬越のほうは南紀特急バス、青いやつですね、あれは鷲毛に止まっていたくような形になっておりまして、直接来て、尾鷲からも乗って帰れるというような形になっておりますので、我々、町ばかりではなしに、公共交通事業者もいろいろと考えていただいているものと思います。

入江康仁議長

樋口議員。

8 番 樋口泰生議員

一つ、つかぬことをお聞きしたいのですが、大紀町の市バスがございます。紀伊長島の駅まで来ていますよね。町なかを走っていると思うのですが、これは町長が許可を出されたんでしょうか。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

以前からだと思います。大紀町については、長島町時代と密接な関係もありますし、あそこには今、行っているところにはＪＲが通っておりませんので、そこは２町の中の話合い、今でいえば、公共交通を含めて了解いただいているのではないかと思います。

入江康仁議長

樋口議員。

８番 樋口泰生議員

合併前といえども、現時点では紀北町の町内に近隣の町からそういうコミュニティーのバスのようなものが来ておりますよね。その逆はどうなのでしょう。町長の人望も含めて、ほかの町に乗り入れということは以前から言っていますので、これは一向に解決していかないのでお聞きしておるわけで、何とか観光も含めて、熊野古道へたくさんの方においでいただく。

それと、東紀州地域振興公社のほうもこういうシステムを利用して、紀北町でやるばかりではなくて、５市町で連携して、今、ごみのほうでも連携する形ができようとしているので、こういうのも連携されたらいかがかと。今後の課題といいますか、望みといいますか、そういうのはこの点に関してお聞きしたいと思います。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

先ほども申し上げたように、私自身は「えがお」を始めるとき自体に、そういったところの尾鷲市に行けないかということを提案させていただいております。そういう中で、議論の中で、やはり、他の市町の公共交通を担っていただいているタクシー、福祉タクシー、そういったバスの問題もございまして、明らかに料金等も違いますので、そこに影響を与えるということで、それが今、実行されていない状況でございます。

ただ、熊野古道ということだけに絞れば、ほかの市町も峠から峠までとかそういったもの

も工夫されているところもあるかと思いますが、今、我々も一番思ったのは、道の駅海山で車を置いて、尾鷲でお迎えする。そういう１点に絞るとか、そういう公共交通じゃなしに一つの事業の手段としてはできるかもしれませんが、なかなか、その部分も把握したり、そういった車両を用意したりということで、実行に至っていないのが事実でございます。

入江康仁議長

樋口議員。

８番 樋口泰生議員

至っていないので、５市町がいろいろと広域で検討されることが多くなりつつある状況かと思しますので、ぜひ、観光客誘致という意味合いから、１市町だけのものではなくて東紀州全域で考えていただく。ぜひ、リーダーシップを町長にとっていただいて、頑張っていたきたいと、こういうふうに思うわけでございます。

それで、もう一つお聞きしたいのが、このテーマに沿っていきますと紀北町観光振興プランというのがあるかと思いますが、これは平成20年２月に出ているようにお聞きしています。このプランの検証はなされているのでしょうか。頂いたのはこれですね、観光プラン、出されたのが平成20年２月、紀北町と書いてあります。この後、これのニューバージョンといたしますか、刷新されたものがあるのかないのか。答弁を求めます。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

今年度の当初予算で、これらの作成の予算を上げさせていただいております。

入江康仁議長

樋口議員。

８番 樋口泰生議員

今年度の予算ということなんですけれども、この中でこのプランの計画の中に書かれていることが、５年ごとに刷新すると書いてあるんです、これ、この中には。その当時、作成委員になられたのは、その当時の商工会青年部長、この場所にもいらっしゃる方と、アドバイザー、オブザーバーでこの当時、企画課長だった方がいらっしゃると思うんです。具体的な名前を出してよければ出しますが、その方がいらっしゃいますので、ぜひ、その後のこの計画の経緯、５年ごとにと書かれていまして、10年で見直したいな、それがなぜ行われていないのか。まず、ちょっとお聞きしたいと思います。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

申し訳ございません。今年度の作成と申し上げましたが、今年度、今、議員もおっしゃったようなことも踏まえて、基礎調査の予算を上げさせていただいております。そういうことですから、それはその以降が作成されていないということ、これは事実でございます。そういう中で、その間のことも踏まえて、いろいろな方からお聞きして、観光振興プランを作成していくと、そういう流れです。

入江康仁議長

樋口議員。

8 番 樋口泰生議員

このバージョンアップ版というか、最近版をつくっていただくということなんですけれども、どこの課が担当されるんですか。企画課ですか、それとも商工観光課ですか。すみません。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

商工観光でございます。

入江康仁議長

樋口議員。

8 番 樋口泰生議員

なぜ聞いたかといいますと、この冊子ができたときは、名前が後の企画課長だったものですから、そうお聞きしたわけであります。

時間があまりないので、これの詳細は聞くわけにはいきませんので、次回、質問の機会があれば、次とさせていただきたいと思いますが、これの質問の中にもあります観光と各産業との連携強化、これについては、策定に当たって素案といいますか、そこら辺もできていると思いますので、その点に関しまして、商工観光課長でも町長でも結構ですが、これへの思い、今後、人口減少社会における、これは必要不可欠なものだと感じておりますので、答弁いただきたいと思います。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

我々もそういう認識に基づいて、今度の観光振興プランを作成しようとしております。そういう中では、議員がおっしゃりたいのは、恐らく第1次産業とかそういったものとの関連だと思うんですが、そういったものも踏まえてやっていきたいと思いますし、主管が商工観光なんですけれども、町としてはいろんな課が集まって、これを議論していくことになるかと思います。

入江康仁議長

樋口議員。

8番 樋口泰生議員

このときは合併、間がなかったと思いますが、今や、きちっとした町としてのコミュニケーションも取られると思いますので、ぜひ、内容の濃いものといえますか、幅広い人たちからご意見を伺って、審議委員のみで会議を進めるとかそういったものではないものをつくっていただきたい。たくさんの方からご意見を伺って、ぜひやっていただきたいと、そういうふうに感じております。

最後に申し上げます。

人口減少対策、これを今、申し上げたようなものも含めて、明確なビジョンが現在では見えないので、今回は質問を試みましたが、主役は町民ですと町長はおっしゃると思いますが、主役は町長だと思いますので、ぜひ、リーダーシップとトップセールスを体現していただいて、その明るい未来への実現のシナリオをお示しいただくことを希望し、質問を終わります。

以上でございます。

入江康仁議長

答弁はいいですね。

それではこれで樋口泰生議員の質問を終わります。

入江康仁議長

ここで、10時55分まで暫時休憩いたします。

(午前 10時 38分)

入江康仁議長

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前 10時 55分)

入江康仁議長

次に、1番 脇昭博議員の発言を許します。

1番 脇昭博議員。

1番 脇昭博議員

1番 脇昭博、議長の許可を得ましたので、通告のとおり質問いたします。

初めに、紀北町が管理する道路照明灯及び街灯について質問いたします。

現在、水銀ランプは製造中止となり、2027年には蛍光ランプも製造中止となります。

建設課が管理する道路照明灯及び街灯は、現在約640灯ほどありますが、LED照明器具は、そのうち242灯です。残りの約400灯については、順次LED照明器具への切替えが必要となります。

400灯の内訳は、107灯が蛍光ランプで、残りの293灯は水銀ランプやナトリウムランプとなっています。この水銀ランプやナトリウムランプは、道路照明として交差点や橋梁上の安全上、重要な箇所に設置されております。

現在の建設課が行っている対応は、灯具の故障やランプ切れの際に交換対応を行っているとお聞きしています。水銀灯からLED灯への変更については、現在は灯具全部の取替えではなく、ランプだけの交換が可能となっています。200Wの水銀灯なら40W以下のLED灯で同じ照度となり、1年で1万5,000円以上の電気料金が節約できます。ランプの交換費用も2年あれば回収できるはずです。

現在の故障時の交換対応では、高所作業車の使用も1か所だけの作業で必要となり、割高な交換費用となります。また、危機管理課が管理する蓄電式の避難路照明にも水銀灯が多数使われていますが、LED灯への変更で電気料金が節約でき、また、災害停電時の点灯時間が大幅に増加します。

LED照明の取替えを計画的にまとめた台数で行えば、取替え工事の効率が上がり、交換

工事費も安くなるはずです。そのための積極的な予算措置をするべきと考えますが、町長のお考えをお答えください。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

協議員のご質問にお答えをさせていただきます。

協議員からは適切なご指摘だと思っております。そういった中でLED化必要になってきますし、もちろん、もう製造がなくなるということでございますので、その点についてご指摘いただいたものと思います。

ただ、今、灯具の交換ということでございます。それと、計画的なLEDの交換計画、これがないのも事実でございます。そういった意味では、ご指摘のとおり料金についても今、月1万5,000円とおっしゃっていただいたですかね。電気代、年ね。申し訳ございません。年に1万5,000円ということでしていただきました。そういった意味からもLEDに換えていかなければいけないという必要性は認識しております。

入江康仁議長

協昭博議員。

1 番 協昭博議員

必要性を認識されておるなら、ぜひ計画的に一遍に10台程度交換できるようなそういう計画をもって進めて、そのための予算措置をお願いしたいというふうに質問させていただいたのでございます。

それでは、続きまして、項目2のほうの質疑に。

紀北健康センターの管理、運営について質問いたします。

この質問については、令和5年12月議会でも質問いたしましたが、私が一番重要だと考えている事項について、広報きほくの記事では省略されて記載されておりませんでした。また、その後の3月議会、6月議会にも条例改正が上程されませんので、再度質問をいたします。

問題点をはっきりし、私の質問に対して町長の明確な返答をお願いします。

まず、項目1、県内外の類似施設より開館日数が少ないこと（祝日休館のため）及び休館日を毎日曜日とした経緯についてお答えください。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

健康センターの管理、運営についてのご質問でございます。

以前もここは申し上げたと思うんですが、休館日については、当初より同種の施設の曜日別利用実績や、同種施設の指定管理実績がある業者からの聞き取り等を行った結果、どの施設も日曜日が週の中で最も利用者が少なく、また、祝日も利用者が少ないことから、日曜日と祝日を休館日といたしました。

日曜日などの休館ということで、以上でございます。

それと、あと、なぜかという部分のところ少し触れさせていただきますと、これ、施設を建てるときに、財政面をついつい重視するようお願いするいろいろな設定の仕方をさせていただきました。そういった意味では、今、祝日のお話もしていただきましたですね。祝日等も利用者が少ないのであればというような感覚で、祝日、日曜という形で決めたように記憶しております。

入江康仁議長

協議員。

1 番 協昭博議員

それは、業者に聞いたということですが、近隣の公営または準公営の類似施設で、日曜及び祝日が休館となっている施設があるかどうかをお答えください。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

日曜日休館というのは、あまり見当たらないと思います。

（「祝日、答弁漏れ」と呼ぶ者あり）

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

祝日もあまりないように、データでは記憶しております。

入江康仁議長

協議員。

1 番 協昭博議員

私が、各施設のホームページで調べた近隣の9施設では、毎月曜日休館が7施設、毎水曜

日休館が1施設、県の三重スポーツガーデンは、第1月曜日のみの休館日となっております。これが実態です。

私が言いたいのは、紀北健康センターもほかの施設並みに運営すべきだということです。

12月の答弁で、町長は、指定管理者には開館日数でお願いしているので、シフトの問題もあるから指定管理者と相談したいと回答されました。指定管理者から年間の開館予定日をもって、シフト表から委託の人件費を計算すると、担当課でお聞きしましたが、そうじゃないんです。年間にこれだけ開館してくださいと町側から指定するのが、本来のやり方ではありませんか。

町民目線という言葉は私は使いません。この言葉は一方向からの見方だけですから、客観的という言葉を使わせていただきます。客観的に見ても、この開館日数が少ないと思います。が、このことについて町長のお考えをお答えください。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

先ほども申し上げたように、利用者が少ないということで、その経費とかそういったものも含めて考えて、このオープン当初、日曜日と祝日ということで決定させていただいたように記憶をいたしております。そういった意味で、少しでも赤字の施設でありますので、経費を減らしていきたいということで、したように思います。

それから、休みが多いかどうかという観点からすると、日、月と休みなんかがあるときなんかは、連休の多いときは、さすがに多いかなという感覚は持っております。

入江康仁議長

協議員。

1 番 脇昭博議員

まず、担当課からいただいた4月の1週間分の勤務資料によりますと、ほぼ町が作成した配置基準で配置いただいております。それから、指定管理者も町も配置基準を理解していると思います。1週間が408時間勤務となっており、その中で各種教室とスイミングスクールが1週間で28時間分あります。委託人件費280万円から計算できる平均時間給は1,400円ですが、この金額が妥当かは別として、1年間で人件費は約200万円となり、この200万円が自主事業の人件費として使われている可能性があります。

なぜかと言うと、町が作成した委託のシフト表によりますと、毎日の時間に4人から5人、

6人、6人、6人、5人、5人、5人、6人、6人、6人、4人、4人というふうな職員配置で、委託料を計算されております。

ただ、現状、この5人配置されている中で、1名が自主事業の教室を開催されている場合があります。6名勤務のシフトの中で、教室に1名、スイミングスクールに1名と、2名が管理運営体制から外れて、4名で管理運営している実態が見られております。

このことで、結局1週間48時間、町が算定しているシフト配置時間が、スイミングスクールと教室に28時間取られています。ですから、人件費が200万円分は自主事業の人件費として使われている可能性があるんです。

後で質問しますが、自主事業の利益の7割は、指定管理者の収入になります。シフト配置された管理運営職員が指定管理者の自主事業に従事することは、給料をもらいながら勤務時間内にアルバイトをしているのと同じです。受託する人件費が安いから、管理運営勤務中に自主事業もやってもよい、そんな曖昧な状況を直すべきです。

もし、指定管理者と紀北町が勤務体制の打合せがなく、指定管理者が自由に勤務体制を変えられるとしたら、町長及び担当課の職務怠慢です。職員配置基準が策定されている以上、双方が配置基準を確認して、運営に当たるのが当然のはずです。管理運営に最低限必要な人員配置として、自主事業はシフト体制以外の職員や外部講師が行うのが当然と考えますが、町長のお考えをお答えください。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

まず、我々の予算と指定管理者の予算がございます。どうやって回していくか、このシフトについては、紀北町としては、こういう5人ないし6人がいるよということで出させていただいておりますので、指定管理者がどのようなシフトにするか、薄いときもあれば厚いときもある、そこは調整いただくのは別に問題がないと思っております。

それと、スタジオなんかの教室については、ほとんど外部の方、それから職員であればお金が重複して支払われているということはございません。ただ、その厚いか薄いかということとは、指定管理者が判断してやっているものだと思っております。

答弁不足だったら、またご指摘ください。

入江康仁議長

協議員。

1 番 脇昭博議員

私が、これ担当課から頂いたシフト体制ですけれども、4人、5人、6人、6人とずっと指定管理者が配置されております。職員を、センター内に。その中で、職員の方がスクール、教室やスイミングスクールに行っています。実際。そのときというのは、町が6人シフトしてくださいという中で、2人スクールに行って、4人で中を運営管理をやっているだけなんです。ですから、2人分の委託事業費はどこへいったんでしょうかということ言ってるだけです。

自主事業というのは、あくまでもその7割は指定管理者に入るもので、ということは、自主事業というのは営利事業と一緒に、先ほど言ったように、給料もらいながらアルバイトしていると、そんな状態になっていることを放置していることを、私は質問して、このことをどう考えておりますかということ、そのお考えをお答えくださいというふうに質問したんです。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

このシフトの中で教室もやっていただいておりますけれども、それ自体も我々としては、その人数で健康センターを回してくださいということでございまして、そのお金がシフトの中に入っていると、そこが矛盾じゃないかというご指摘だと思っておりますが、それもそういう観点から見ればその部分も出てくるとは思いますが、我々としては、それは最初にプールを造ったときから子どもたちにこういう教室をしていただきたいということが入っておりますので、そのところは我々としては問題ないのではないかと考えております。

それと、利益の70%についてなんですけれども、ごめんなさい、収入の70%ではなしに、利益のうちの70%で、町が30%頂いております。

そして、水泳教室のほうでは利益は出ておりますが、スタジオのほうでは外部講師なんかも含めて赤字の状態で経営していただいておりますので、その部分については町には入ってこないという形になっております。

入江康仁議長

協議員。

1 番 脇昭博議員

私の言っている質問の内容がはっきり理解されていないと思いますけれども、まず、指定

管理者に対して町が示したシフト時間というのはあるはずです。ここは6人で勤務してください、ここは5名勤務してください、ここは4名勤務してください、それと、指定管理者が自由に変えていいかという話を混同するのはちょっとおかしいと思います。町は、これだけの予算、人間を見てお金を計算していますから、それは、その中で違う事業、自分のところがやる事業にいけば、当然アルバイトと一緒にじゃないですか。その辺について私は質問させていただいたんです。

ですから、それを指定管理者に全部任せて、好きなようにやれというのは違うと思います。やはり、町が予算を立てるのに、ちゃんと時間と人数を計算して委託しているのですから、好きなようにやっていいと言うのだったら、ちょっとおかしい話じゃないですか。その指定管理者への人件費の計算自体が無茶苦茶だということです。町長の返答をお願いします。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

一応、シフトするのにこれだけの人件費かかりますよということでお渡しをしています。そういう中でシフトが、人が毎回同じように定量的にできるものかどうかということはいろいろありますので、そのお金の中でうまく配慮すれば、ダブつくときもありますし、雇用の仕方によってそういういろいろな動きがあって私はしかるべきだと思いますので、全部お任せじゃないですけども、人件費としてこれだけかかるので、この範囲の中で町がお願いしているような安全の確保等ができるようなシフトの仕方をしてくださいというお願いの仕方だと認識しております。

入江康仁議長

協議員。

1 番 協昭博議員

ですから、私の質問の趣旨は、4名で運営できるのに6名見ていると。それも、その6名の中の2名は、スクールとか自主事業に回っていつていると、こういう実態があるんだから、要は4名が最低限必要な運営管理人数じゃないですか。それで算定すれば、祝日もその余った時間で祝日運営、十分できます。私の計算では、週に約28時間で52週でしたっけ、ちょっと資料をなくしたのであれですけども、1日60時間のそういう勤務体制の中で、40日以上の開館ができる計算となっています。ですから、その40日を祝日開館に向けて、使っていたくような考え方をしてくださいというふうに質問しているんです。

余った、何してもいいじゃそういうことにならないので、要は町が示したシフト配置というものを最低限にしてくださいと。何してもいい、6人配置しているんだから、それで十分でしょうじゃなしに、最低必要な運営管理人数として、現状から見て余ってくるシフトの人数の時間を、これからの祝日開館の、言ったら時間に充てていただいたら十分できるはずで

す。

それも含めて、初めから言っているように、開館日数を増やすことを考えていただきたいというふうに質問をしているわけです。このことについてお答えください。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

先ほどから何度も申し上げますけれども、基準として、我々はこういったお金で運営してくださいと渡しておりますので、その中でいろいろなシフト、極端に言うと、人を雇うということはダブるところもあります。普通のところで3時間ダブって、本当は1人でいいんだけどもというのがありますが、雇用の問題とかそういったもので経営というものはダブらざるを得ないところがある。また、本来6人で回さなければいけないときに4人しかなくて、4人でシフトを回す、そういうのはやっぱりフレキシブルにやっぱり指定管理者でやっていただくべきだと思います。

それと、祝日開館とか休みが多いというのは、また別の話で考えていただければいいし、こちらを考えるのであれば、そのシフト体制ももう一度見直しますけれども、基本的にはそのお金で今、契約しておりますので、そのお金の使い方ということです。

それと、くれぐれも言わせていただきます。プールを7コースつくらせていただきました。子どもたちが水泳にいそしむ時間をつくっていただくことも指定管理者の一つの仕事のうちに入っていると私は認識しております。

入江康仁議長

協議員。

1 番 協昭博議員

労働契約ってそんなにフレキシブルじゃないですよ。やっぱり計算した、委託料を計算する基があるんですから、その基をきちんとお互いに確認し合ってすればできるじゃないですか。

先ほど来から言うように、町が委託料として6人分支払っている中で、2名は自主事業に

行っている、これがフレキシブルかどうか。これは、はっきり言ったら、何回も言わせてもらうように、勤務時間内にアルバイトしているのと一緒に。その考え方を直していかないと、いろんなことが解決しないと思います。まず。これをもう一回考え直していただくということで、次の指定管理者の自主事業での経理処理について質問いたします。

現在、指定管理者が自主事業で行った利益の30%は町へ納めて、残り70%を指定管理者が利益として取るというふうに協定されておりますが、これはどういうことを参考にされて策定されたかお答えください。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

我々の考え方については、こういう自主事業をしっかりとやっていただいて、町民の皆さんの健康や水泳等の振興に結びつけていただきたいという感覚でさせていただきました。

それと、町の施設を使っていただきますので、利益の30%を頂いて、それを事業者に対する指定管理者に対するインセンティブ、報酬として与えるという考え方の下、行っております。

入江康仁議長

協議員。

1 番 協昭博議員

それでは、キャンプ i n n 海山の指定管理者への報酬、利益が出たときの報酬というのがあります。それは何%かお答えください。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

これも出たときに、約3,000万円なんですけれども、そこから出たときの、ここは売上げそのものに対しての30%を、町が全部収入を得ますので、70%をキャンプ i n n 海山の方へお支払いして、町には30%残るというそういう形です。

入江康仁議長

協議員。

1 番 協昭博議員

建設業界にも V E というコスト削減の手法があります。品質を落とさず、手法や代替品で

コスト削減の努力を行い、低減された金額を発注者50%、受注者50%で平等に分け合う手法です。得られた収益の30%を納入するのは、指定管理者に有利な設定に思えますが、町長のお考えをお答えください。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

私はそうは思いません。

入江康仁議長

協議員。

1 番 協昭博議員

それが指定管理者に有利な考え方だと、私は感じております。

次ですけれども、次に、指定管理者が自主事業で非営利事業としているスイミングスクールは、現在、会費が1名当たり6,000円となっています。町民から光熱費の高騰で利用料が上がったと聞きました。事実かどうかをお答えください。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

担当から答弁いたします。

入江康仁議長

長井生涯学習課長。

長井裕悟生涯学習課長

ただいまのご質問なんですが、私のほうではちょっと承知しておりませんので、申し訳ございません。

入江康仁議長

協議員。

1 番 協昭博議員

現在も光熱費は町の全額負担ですから、光熱費は理由にならないはずです。

また、会費が高くて入会できないとの声も聞きます。児童の水難防止事故のためにも、初心者、スイミングスクール会費について、町内の児童についての事業分担金30%の支払いを免除し、利用の促進をすべきと考えますが、町長の見解をお答えください。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

指定管理制度を用いておりますので、この料金等については指定管理者が設定できるということになっておりますので、今、把握はしておりませんが、どれだけ上がったのか分かりませんが、それは指定管理者の内部的な事情だと思っております。

光熱費が上がったために上げたのかどうか、そこは光熱費はうちが持っておりますので、そういうことはないと思いますので、指定管理者の事情ではないかと思います。

入江康仁議長

協議員。

1 番 協昭博議員

金額の話をしているんじゃないんです。町内の児童について、町がもらうべき30%を指定管理者に減免して、授業料の値下げをされたらどうでしょうかということをお聞きしたんです。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

そういった会費とかそういったものも勉強させていただきますけれども、現時点で、この場でお答えすることはできないと思います。

入江康仁議長

協議員。

1 番 協昭博議員

以上、質問いたしました3点のことについてうやむやにせず、利用者や町民に丁寧な説明を行い、改めることが必要な事項は早急に改善されることを期待しまして、私の質問を終了します。

入江康仁議長

これで協昭博議員の質問を終わります。

入江康仁議長

ここで、執行部の町長サイドの答弁の資料の入替えのため、5分この場で休憩いたします。

(午前 11時 28分)

入江康仁議長

それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午前 11時 35分)

入江康仁議長

次に、3番 岡村哲雄議員の発言を許します。

3番 岡村哲雄議員

では、議長の許可を受けまして、9月議会の一般質問をさせていただきます。

私は、南海トラフの地震情報等における避難体制について、全般な質問をしたいと思っています。

ポイントは3つありまして、1つは、風雨災害、津波災害、南海トラフ臨時情報などを問わず、自然災害で住民が避難を必要とするときに、少なくとも海山地区及び長島地区に1つ以上のいつでも開設できる避難所施設が必要であるということが1点でございます。

2点目は、自助・共助・公助と言うけれども、自助さえおぼつかない体のご不自由で、近くに助けてくれる家族もいないようなそういった人に対する救助についても考えておく必要があるのではないかと、これは2点目でございます。

3点目は、今回のように巨大地震の臨時情報、南海トラフの臨時情報、半割れだとか警戒なども含めてですけれども、そういったことに対しまして、具体的で総括的な防災対応指針を早急につくる必要があるんじゃないかと、そうして住民に周知する必要があると、こういう3つのポイントでお話しさせていただきたいと思います。

では、最初に、南海トラフ地震臨時情報に対する対応についての質問をします。

この8月8日、宮崎県沖の日向灘を震源とする最大震度6弱の地震を受け、気象庁は大地震発生の可能性が、平時より数倍高い状態とされる南海トラフ地震臨時情報、この中の巨大地震の注意の情報を発表しました。災害への備えの再確認を呼びかけました。ただ、その後、

異常は観測されず、呼びかけは15日に一応終了しました。私は、1週間で終了したのが妥当かどうかというのが、ちょっと疑問に思いましたけれども。

今回のこの臨時情報で、私、相賀地区の防災会長をやっていますので、私に対してどう行動すればよいのか分からないという住民からの問合せが何件かありました。多くの住民はあたふたとしたと思います。

これは、私たち自主防災会もそうですけれども、行政関係も多分、若干混乱したこともあったんじゃないかと思います。そこで質問です。

今回の南海トラフ地震臨時情報に対して、この特に注意という情報に対して、紀北町としてはどのような対応を取って、どのような課題を見つけられたかということをお町長からご答弁願いたいと思います。

以上です。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

それでは、岡村議員のご質問にお答えをいたします。

南海トラフ地震臨時情報が出たときの対応はどうだったのかということでございます。

令和6年8月8日、16時43分、日向灘を震源とするマグニチュード7.1の地震が発生したことによりまして、南海トラフ地震の想定震源域での巨大地震の発生の可能性が、平時に比べ相対的に高まっていることが考えられたことから、同日、19時15分に南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されました。

本町の対応といたしましては、地震発生後の南海トラフ臨時情報（調査中）が発表された直後の、同日、18時50分に災害対策本部を設置いたしました。本部構成員といたしましては、町三役、本庁危機管理課職員5名、海山支所職員4名の計12名により対応に当たりました。

対応の内容といたしましては、防災行政無線による注意喚起の放送、防災アプリや紀北町公式LINEによる文字放送によって注意喚起を実施したところでございます。

また、臨時情報（巨大地震注意）発表中であった同月15日、17時までは対策本部の設置を継続し、勤務時間外におきましては、防災担当部局職員及び総合支所の担当職員ほかにより、当直勤務を実施し、防災対応をいたしました。

入江康仁議長

岡村哲雄議員。

3 番 岡村哲雄議員

次の質問をいたします。

南海トラフ臨時情報には、注意と警戒、あるいは半割れという現象があると思うんですが、これの説明をお願いしたいと思います。それと、それぞれの場合の住民の取るべき行動について、方針を述べていただきたいと思います。ご答弁願います。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

これは、一部割れ、半割れそういったものによって、注意とか警戒とかに当たります。それと、その後の詳しいことは、担当課長から答弁いたさせます。

入江康仁議長

家倉危機管理課長。

家倉義光危機管理課長

ご質問にお答えいたします。

臨時情報が発表されるケースでございますが、まず、南海トラフ想定震源域のプレート領域で、マグニチュード8以上の大規模地震が発生し、残りの領域で大規模地震の発生の可能性が高まったと評価された場合は、半割れケースとなります。

次に、南海トラフ沿いで大規模地震に比べて一回り小さい地震、マグニチュード7以上の地震が発生し、大規模地震の地震発生の可能性が高まったと評価された場合は、一部割れケースとなります。そのことにより、プレート境界のマグニチュード8以上の地震が観測されますと、南海トラフ地震臨時情報の巨大地震警戒となります。

マグニチュード7以上の地震が南海トラフ地震臨時情報の巨大地震注意、あと、ゆっくりすべりというのがありまして、それも観測されますと南海トラフ地震臨時情報の巨大地震注意となります。

以上の条件を満たさない場合は、南海トラフ地震の臨時情報の調査が終了となります。この関係につきましては、うちのほうで南海トラフ地震臨時情報に係る防災対応指針というのを策定しておりまして、それを基に対策を講じておりました。

巨大地震の警戒が発表された場合は、後発地震が発生しないまま、原則として1週間が経過した場合は、配備態勢を第2配備に切り替え、1週間本部機能を維持、後発地震が発生しないまま2週間が経過した場合は、災害対策本部を廃止となっております。

次に、注意の場合なのですが、最大で1週間は後発地震への注意が必要となってきますが、課の業務としては継続で業務を行うこととなっております。その後、後発地震が発生しないまま1週間が経過した場合、対策本部を廃止するということになっております。

以上でございます。

入江康仁議長

岡村議員。

3番 岡村哲雄議員

答弁漏れだと思うんですけども。

そのときの臨時情報の注意とか警戒のときに、住民はどういった対応を取ればいいか。注意のときの対応とか、警戒のときの対応、何かありますかと聞いたんです。

入江康仁議長

家倉危機管理課長。

家倉義光危機管理課長

答弁漏れで申し訳ございません。

町民への呼びかけといたしまして、巨大地震の場合は、まず、住民事前避難対象地域にお住まいの方に対しましては、避難をするように避難指示を出します。あとは、全ての町民に対しては、家具固定、飲料水、食料備蓄、避難所や避難経路、家族との安否確認の手段の再確認、津波浸水域外に居住の親族、知人宅への事前避難などの後発地震の備え及び安全な防災行動を促すこととなっております。

後発地震が発生しないまま、原則として1週間が経過した場合は避難情報を解除し、さらに1週間全ての町民において継続した防災対応を取ることを促していきます。

次に、巨大地震の注意の場合の呼びかけといたしましては、先ほどと同じく、全ての町民に対して家具の固定、飲料水、食料の備蓄、避難場所や避難経路、家族との安否確認の手段の再確認、津波浸水域外に居住の親族、知人宅への事前避難など、後発地震への備えを徹底し、安全な防災行動を促すようにすることとなっております。

後発地震が発生しないまま1週間が経過した場合は、全ての町民に対して後発地震の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、通常の生活に戻るよう呼びかけていくということになっております。

以上でございます。

入江康仁議長

岡村議員。

3 番 岡村哲雄議員

今、長々詳細な説明をいただきましたけれども、簡単に言いますと、今回出ましたこういう資料があるんですけれども、私が一番心配しているのは、マグニチュード7以上の場合の臨時情報、それは巨大地震の注意のほうです。8以上ですと、8以上の場合は臨時情報の警戒になるんですけれども、この違いです。いわゆる今回みたいに注意の情報のときに、地震の備えの再確認、これは当たり前なんですけれども、その後、必要に応じ自主避難ということになっておると思います。

もう一つ、国の指針は、警戒の場合は、津波避難が間に合わない住民、避難所が遠いとか、あるいは、これから私この後言うんですけれども、体のご不自由な方、そういった方に対して避難が間に合わない場合、そういった場合は事前に避難しようと。避難ということなんです。

ただ、この事前避難につきましては、自主避難もそうです、避難する場所の問題なんです。避難所の問題があります。これについて、次のほうの質問でちょっと入っていきたいと思います。私はこうだと思います。

じゃ、次の質問に入りたいと思います。

地震臨時情報等における町指定の避難施設、私、等をつけましたが、実は臨時情報だけじゃなくて、いわゆる災害が起きるまでの時間がある場合、突発的な地震じゃないですよ。例えば、1週間後とか2週間後、何日後かに起きるかもしれない。あるいは台風の場合は、何日か後に来るかも分からない。そのゆとりのあるときの避難所でございます。で、等をつけました。これについてお聞きしたいと思います。

まず、1つ目。先日の台風10号、これもやきもきしたんですけれども、このときに町が開設した避難所は幾つで、どこであったのか。まず、それをお願いします。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

台風10号については、最初、避難施設開ける施設を最初にするのは決めてあります。その施設について開けさせていただくと、その方向でいっています。数とかそういうのは担当から答弁いたさせます。

入江康仁議長

家倉危機管理課長。

家倉義光危機管理課長

ご質問にお答えいたします。

まず、初めに開ける避難所を8か所設定しております。紀伊長島地区でいきますと三浦小学校、長島では長島多目的会館、東長島では東長島公民館、島原では若者センターとなっております。海山におきましては三船中学校、相賀で海山総合支所別館、引本浦で引本会館、島勝浦ですと島勝浦体験型イベント交流施設となっております。

以上、8か所を開けることとしております。

入江康仁議長

岡村議員。

3番 岡村哲雄議員

町内には、相賀小学校とかいろんなところに指定避難所あるんですけども、なぜこの8か所だけ開設したのか。この8か所に絞った理由をご答弁願います。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

まず、最初8か所というのは、やっぱり開設するという情報を発信すると、職員等も張りつけたりやらなければいけないので、まずはその部分でこういうところが開いていますよということのご案内をさせてもらうことが大事なので、8か所ということでしています。

それから、それとは別に、地区集会所等は区長さん等の判断で開けていただくそういうふうになっておりますので、避難所自体は25か所なり何か所あるんですけども、その8か所については役場が責任を持って早期避難を促すために、早期に開けさせていただくとそのようになっております。

入江康仁議長

岡村議員。

3番 岡村哲雄議員

私も自主防災会長やっていますので、相賀小学校の体育館の鍵は借りております。相賀小学校を開けるときは、一応役場に連絡をしまして、どちらが開けるか相談しまして開ける。私が先に開ける場合もあるし、役場の職員が先に開ける場合もあります。それはそれでもちろんよろしいと思います。

この8か所の開設するタイミングや職員の配置などについて、何か規定はございますでしょうか。タイミングですね。例えば、警戒が出た場合に開けるとか、自動的に開けるとか、そうじゃなくて災害対策会議ですか、そこで決めるんですか。開けるタイミングですけれども。

入江康仁議長

家倉危機管理課長。

家倉義光危機管理課長

開けるタイミングでございますが、まず、警戒が出た場合に関しまして開けるということとしておりますのと、あと、自主避難をされる方がございますので、その自主避難をされる方を連絡があった場合に開けるようにしております。

以上でございます。

入江康仁議長

岡村議員。

3番 岡村哲雄議員

前に私、住民から言われたことがあったんですね。行っても開いていなかったと、いつ開けるのかと言われたことありました。それから、周知してくださいということを私、役場に言いまして、放送を入れてくれるようになりました。

私思うには、行っても開いていない場合があります。開いている場合もあります。ということで、例えばこの8か所については、警戒情報が出たら必ず開けるということが分かっているれば、警戒出たんやと、住民はもう聞かなくても行けますので、そういったことを住民に周知してほしい。ルールをつくってほしいなど、私はこう思っています。そうじゃないと、いつ開いているか分からない。不安になる方もありますので、私はこの8か所の賛成ですよ。

町長が言われましたように、職員の配置も大事ですので、いっぱいありましたら大変ですので8か所絞って、ただし、その8か所が常に開いているということが分かれば、住民に周知すれば安心できますので、そのルールをきちんとやってもらって、なおかつ住民に周知していただくと大変ありがたいなと思います。これにつきましてご答弁願います。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

8か所の周知、もっともっとということですが、台風10号を例に取りますと、LINEで

も送らせていただいております。それと、もう一つは、玄関の電気など暗いときはつけさせて
いただいて、貼り紙をさせていただいております。それには、役場の連絡先書いてあります
ので、もしも閉まっているときに早くに自主避難されたときも、役場に一報いただければ
できるように貼り紙をするようにしております。

入江康仁議長

岡村議員。

3 番 岡村哲雄議員

その貼り紙というのは見たことがありますし、なるほどなと思いました。ただ、一般、お
年寄りの方は、携帯持っていない方もございますので、逃げる方はお年寄りが多いですから、
そういったこともありますので、そこらのテレビなんかみたいに警戒情報出たら必ず開いて
いるということが分かっているればずっと行けますので、だから、テレビの警戒情報出た場合
は必ず開いているということだけ、きちんとルールで決めておいてもらえると大変ありがた
いと思っていますけれども、いかがでしょうか。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

開いているということを周知していきたいと思ひますし、以前なんかも、今回そんなにひ
どくなかったんで、L字が出たときに避難所開設とかそういうのも流したような記憶がある
んですけども、周知はこれからしっかりとやっていきたいと思ひます。その8つは、これ
からも警報等が出たら、もう積極的に開けるように、今回の10号も私の判断、最終決定はみ
んな私なので、その上で開けさせていただきました。

入江康仁議長

岡村議員。

3 番 岡村哲雄議員

それでは、今のはいわゆる台風とかそういったときでございますけれども、南海トラフの
地震臨時情報が発表されたときの避難所についてですけれども、国の指針で示されている自
主避難先、自分で避難する先ですね、個人で。もう一つは、自治体指定の避難施設、こうい
ったものも問題になっています。自主避難先は一般的に、台風と違ひまして、津波の浸水想
定区域外じゃないと駄目だと思います。ということは、例えば、総合支所の2階とか相賀小
学校の体育館、これ台風のときいいですけれども、地震、津波のときは駄目だと思いますの

で。浸水想定外のところになります。この8か所でいけば、何か所かあるんですけども、これはどこを考えておられますか。地震、津波のときの、いわゆる自治体指定の避難先ですけども。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

これは、今回を例に取りますと、紀伊長島地区では若者センター、海山地区ではリサイクルセンター、これを予定しておりました。ですから、そういったものとはいつもの台風の避難とは違う観点でして、ただし問合せが一つもなかったものですから、職員は張りついておりましたけれども、リサイクルセンター職員もおりますので、それで役場は夜間も当直という形で取らせていただいたもので、そういう形でさせていただいております。

それから、長期的になったときに津波浸水区域外の避難場所というのもございますので、そちらをご案内する予定でございます。

入江康仁議長

岡村議員。

3番 岡村哲雄議員

1つ、今、リサイクルセンターと言われましたけれども、ちょっと私、ちょっと想定外でございました。そのリサイクルセンターは、津波の浸水想定区域外でしょうか。

そうですか。

（「海山ですよ」と呼ぶ者あり）

3番 岡村哲雄議員

もう一つだけ質問させていただきます。

私は、実は指定避難施設でいいのは、私の想定ですよ。さっきの8つの避難施設ありましたね。その中で津波浸水想定域の、私は海山地区では三船中学校だと思っていました。もう一つ、長島地区では赤羽の小中及び若者センターあの辺り、この私2か所、もう常に、例えば臨時情報出たときは、そこを開けておくということをやっていただけないかと思うんですが、リサイクルセンターはちょっと頭になかったです。と言いますのは、中学校、小中、あるいは若者センターとか小中とか三船中につきましては教室等もございますので、例えば3日、4日ではなくて1週間、ひょっとしたら1か月、そういったときでも避難することもできるんじゃないかなと思いますので、私としては、この自治体の指定の避難施設、臨時情

報出たときののです。これは三船中、海山地区では三船中、あるいは長島地区では若者センターとか赤羽小中にやっていただいたらいいんじゃないかなと思いますけれども、これにつきましてご答弁願います。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

おっしゃるとおり、我々もそのように想定しております。ただ、今回の場合は、そういうたお問合せもなかったというような状況もあって、その2か所を我々町としては用意させていただきました。これは台風時なんか一緒になんですが、教育委員会、学校の理解を得て、そういう今、体育館じゃなくても教室も使わせていただくというようなご理解をいただいておりますので、そのようなときには、そのような開設の仕方を教育委員会のほうへ申し入れてはおります。

入江康仁議長

岡村議員、質問の途中ですけれども、昼食なので休憩取らせていただいていいですか。

3 番 岡村哲雄議員

オーケーです。

入江康仁議長

それでは、ここで昼食のため午後1時まで休憩といたします。

(午後 0 時 00分)

入江康仁議長

それでは、時間が来ましたので、休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午後 1 時 00分)

入江康仁議長

岡村議員、一般質問を続けてください。

岡村議員。

3 番 岡村哲雄議員

では、続きをさせていただきたいと思います。

先ほど、例えば津波なんかの臨時情報が出た場合、紀伊長島では赤羽小中、あるいは若者センター辺りを避難所、それから海山地区につきましては三船中辺りをお願いするというところで確認したんですけれども、この2つに絞りましたら、私はいいいのは、1つが職員の配置が少なくても済むということが1点と、もう一つは、防災備品と防災設備等をこの2か所、海山地区1か所、紀伊長島地区1か所に集中できるんじゃないかなと思います。

ただ、そのときに、もし集中するならば、ちょっと私ある先生に聞いたんですけれども、例えば、赤羽小中の場合、今、防災備品として、紀北町はスポットクーラーですか。あれ準備していると思うんですけれども、どうもちょっとちらっと聞いたんですけれども、それ付けると電源、ブレーカーが飛ぶというような話ちょっと聞きましたもので、その辺また確認していただきたいと思うんですけれども、できましたら2か所で、そういった防災備品とか設備もきちんとして、かなりたくさんの人も逃げてもいいような設備をつくっていただきたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

おっしゃるとおりでございますので、津波浸水域の中では、有望な避難施設だと思っております。

入江康仁議長

岡村議員。

3番 岡村哲雄議員

次の質問に入りたいと思いますが、次の質問は、自助努力に限界のある災害時要支援者への対応と言いますか、これについて質問したいと思います。

インクルーシブ防災という言葉がございますけれども、インクルーシブ防災ですね。こういう言葉があるんです。聞かれた方、初めての方も多いと思いますけれども、これは高齢者や障害者などの日常的にケアが必要な方を含めて誰一人取り残さないという考え方でございます。誰一人取り残さない防災という考え方でございます。

私ども、よく自助・共助・公助とよく言うんですけれども、考えてみたら、私もそう考えていたんですけれども、自助が及ばない方もいるんですね。自分が逃げられない方。

例えば、私、地震津波のとき、突発的な地震津波のときには、私こう皆さんに言うんです。

少なくとも家から道へ出てくださいと。一旦道へ出たら、逃げる方が手を引っ張ってくれるか分かりません。こう言っていました。私はそれでよいと思っていたんです。ところが、考えたら、ある人に言われました。岡村さんそう言うけれども、外へまで出れない人もいます。なるほどと思いました。それについての、要するに自助が難しい住民もいます。

ただ、今回この臨時情報が出た場合、あるいは台風の場合、私が思っていますのは、考えたのは、地震津波といえども台風といえども逃げるまで、逃げる時間にゆとりがあればいい。これにつきましては、自助すら及ばない方への手助けはできるんじゃないかなとこう考えたわけでございます。

例えば、それに関してですけれども、まず1つお聞きしたいのは、この平成25年に開始された災害対策基本法というのがあります。これによると、避難行動要支援者名簿の作成が義務化されております。避難行動要支援者名簿というらしいんです。

そこでお聞きしたいんですけれども、この災害基本法の避難行動要支援者とはどういう定義かということが1点お聞きしたいと思います。

もう1点は、その名簿は紀北町で作成されているのかと、この2点についてお聞きします。よろしくどうぞ。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

避難行動要支援者ということでございます。災害時、または災害の発生のおそれがあるとき、自ら避難することが困難であり、その円滑かつ迅速な避難のために特に支援を必要とする方たちを言います。

また、避難行動要支援者に関するものを避難支援等関係者と定義づけられております。

(「名簿ね」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

町として名簿は持っております。

入江康仁議長

岡村議員。

3 番 岡村哲雄議員

その名簿、どのような方法で作られたか、ちょっとお聞きしたいです。例えば、名簿は、プライベートな情報が入ると思いますので、個人に聞き取って作られたと思うんですけども、どういった聞き取りをしたかと、どういった内容が入っているかということをお聞きしたいんですけども、いかがでしょうか。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

担当のほうから答弁いたします。

入江康仁議長

直江福祉保健課長。

直江和哉福祉保健課長

お答えさせていただきます。

要支援者の内容ですが、要介護3から5を受けている者、身体障害者手帳1から3級の方、療育手帳を所持する知的障害者の方、精神障害者保健福祉手帳1級を所持する方となっておりまして、内容については要介護認定の名簿とか身体障害者手帳とかの台帳とかそのあたりから抽出しております。

入江康仁議長

岡村議員。

3番 岡村哲雄議員

その内容ですけれども、私はこの避難行動要支援者名簿というのは、いわゆる先ほど町長が関係者と言いましたけれども、支援関係者ですかね。支援するほうの方に必要なことだと思っています。だから、その避難行動要支援者名簿の中に、例えばその方が被害に遭ったり、怪我した場合とかいろんなときに、その保護者と言いますか、例えば、お年寄りだと息子さんとかそういったことの連絡先なんかも入っているんですか。

入江康仁議長

直江福祉保健課長。

直江和哉福祉保健課長

入っておりません。

入江康仁議長

岡村議員。

3 番 岡村哲雄議員

今、福祉保健課長が言われましたけれども、名簿はあるけれども、私は避難と言いますか災害のときに役立つのはそういった連絡先も僕必要だと思います。ただし、連絡先の場合は、こちらが勝手に取れないと思います。本人の承諾がないと。本人が承諾をして僕は作るべきだと思っています。

それで、私はそういった提案しましたけれども、その名簿、今の名簿ですけれども、この名簿はどうやって活用されていますか。どなたに渡していますか。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

この名簿の活用の仕方については、この一定の決まりがございまして、災害対策基本法で名簿の作成とか名簿をどこで公表できるか、そういうのが決まっておりますので、担当のほうから少し詳しくお話させていただきます。

入江康仁議長

直江福祉保健課長。

直江和哉福祉保健課長

今のところ役場内での共有ということになっていまして、危機管理課と住民課のほうに置いていまして、避難者とか出たときとか安否確認の際に使うことになっております。

入江康仁議長

岡村議員。

3 番 岡村哲雄議員

私、今ちょっと防災のいろんな勉強しておりまして、こういった名簿、災害時の災害弱者とかいろんな言葉あるんですけれども、こういった名簿は自主防災会が持っているところもあるんです。これちょっと種類違うのかも分かりませんが、あるいは民生委員、ただし、それはプライベートなことです、本人の承諾がないとやっぱり使えないと。ただ、そういったことで使うことによって役に立つんじゃないかと。ただ、今の課長の話では、役場だけに置いてありますと、いざ助けるときは近所の人助けに行き、その方の親類に連絡したいと思ってもできないとそういったこともありますので、要は、この災害用のときの名簿につきましては、新たにちょっと考えるべきだと私は思っておりますけど、いかがでしょうか。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

おっしゃっている意味はよく分かるんです。ただ、役場が全てそういう情報を集めるというのは大変難しい問題があるので、これ以前からお話しさせていただいております。やっぱり地域、例えば、私が住んでいる相賀とか相生町とかいろいろありますので、そういったところで作成していただいて、近くの人同意もいるし、そして例えば、今、施設へ入りましたよ、もううちの近くでもこういうお話するとあれなんです、ここのところ二、三人お亡くなりになっています。役場が1年に一度程度のレベルで作っても、情報は追いつかないし、むしろそこに人がいるつもりで助けに行ったとしても、そこにはもう既にいなかった、施設へ入って見えるとかそういうこともありますので、おっしゃっている意味はよく分かるんですが、できればその小さな単位でやっていただいて、それで助けに行けるのも小さな単位の皆さんしか行けないと思うんです。

臨時情報のような話で期間があるときは、役場が出向いてそういう情報を基に、近くの移動できない方、それさえも本来からしたら近くの方が車でそういう避難所に運んで、これが自助・共助の考え方の一つではないかと思います。

入江康仁議長

岡村議員。

3番 岡村哲雄議員

町長の言われることも分かります。ただ、町全体で仕切らないといけないこともあるし、町でできないこともあります。それは、やっぱりお互いに補完し合いながらやっていくのが大事だと思っています。

では、続きまして、質問しますけれども、災害対策基本法に個別避難計画の作成が努力義務になっております。ここで言う個別避難計画とはどのようなものかということが1点と、また、作成された実績はあるのかということをお聞きしたいと思います。

入江康仁議長

家倉危機管理課長。

家倉義光危機管理課長

ご質問にお答えします。

個別避難計画につきましては、令和3年5月に災害対策基本法が改正され、計画作成が努

力義務となっております。しかしながら、三重県下、全国を見ましてもなかなか進捗状況が芳しくない聞いております。計画作成が進まない要因といたしましては、個人情報の問題や支援者保護等があるのではないかと思われております。

また、紀北町といたしましては、個別避難計画につきましては、ちょっと少ないのですが3名の方の避難計画を作成はしております。

以上でございます。

入江康仁議長

岡村議員。

3番 岡村哲雄議員

個別避難計画につきましては、三重大の川口先生がやられていますMyまっぷラン、あれに近いと思っていますので、どちらかといったら個人がつくるものでございます。プライベートは関係なしに、個人が個人でつくる、自分のためにつくるということだと思っています。

これにつきましても、今後研究していただきまして、何とかやっていただくと大変ありがたいと思っております。

次に、誰一人残さないという考えに沿って防災対策を考えるとき、福祉と防災の領域をある程度連結させるべきじゃないかと思っておりますけれども、これに対して町長のお考えがありましたらお願いします。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

先ほどの要支援者のことがありますので、福祉と連携は必要だと思っております。

福祉避難所ということも指定もしております。そういったことでは大変重要なことだと思います。

入江康仁議長

岡村議員。

3番 岡村哲雄議員

ぜひ努力していただきまして、努力と言いますか、福祉と防災の連結を考えた防災対策をしていただきたいと思います。

次に、タイムラインについて、ちょっといろいろお話しさせていただきます。

突発的な巨大地震というとき、発災までに時間の余裕がある場合は、高齢者なども逃げる

ことができるはずですが。それに対して、そういったことですので、いわゆるタイムラインというものが、災害が起きるだろうと想定される数日前からの事前避難計画でございます。簡単に言いますと。これは、作成する必要があると思っています。

先日、NHKのクローズアップ現代という番組で、こんな番組がありました。「その時、助けは来るのか？能登半島地震」でございます。これのクローズアップ現代の番組を見ました。

見て、私、関心するところがありました。課題です。今回の能登半島地震は、もう約半年たっているんですけども、いまだにまだ復興していない。避難されている方もいる。非常にあたふたしている感じがしております。これの反省を述べた番組でございました。その中で4つ課題が述べられました。

1つは、今回の能登半島地震の救助体制の初動体制が悪かったそうです。これが1つです。

2つ目は、情報不足や情報の混乱、これがありました。

3つ目です。指揮系統の混乱があったそうでございます。いろんな部署から日本中から助けが来まして、最後にやったのは自衛隊のそこの大將みたいな人が全体のリードをしたみたいですけども、初め混乱したというようなことがございます。

それからもう一つ、私が一番関心持ちましたのは救助、人が潰れた、下にこう人が挟まっていると。建物の下に。あるいは、復興のための車が行くのに道路が壊れていると。そのための重機がなかったという重機の運びが非常に遅れたそうでございます。

結局、重機で活躍したのは民間のNPO、重機、土木関係の方だと思うんですけども、そういった方が何とかどり着いて活躍したそうです。それが非常によかったと言っております。そういった反省で、私が一番関心を持ちましたのは、重機の運び込みの問題が関心を持ちました。

1つ、今日の中日新聞に53年前の古江地区の豪雨災害の話がありました。ご存じだと思います。ご存じの方多いと思いますけれども、古江のほうで53年前、尾鷲市や熊野市などで42人が犠牲になったと。古江地区では、いわゆる土石流です。あれが起きました。私、その方に聞いたこと今覚えていますけれども、話長くなってしまうな。そのときに一番聞いたのは、道があれしまして助ける重機がなかったそうです。ただし、賀田町内に土建屋さんがありまして、そこに重機1台か2台あったそうです。それが非常によかったと。道がふさがっててもということでございます。

私、能登半島と一緒にような状況になるんじゃないかと、こう思っています。ただ、ここ

のいいことは、土木関係の会社がありまして、重機があります。運転操作のたけた技術者もおります。そういった方がおるから、ここは有利な面もあるなと私は思いました。それが1つと、もう一つちょっと違ったことで、さっき話に出ました避難した要介護者のお世話や関連死はできるだけ出さないためには、関連死結構出ております。避難所で援助を提供する人、これが非常に必要とされております。いわゆるケースワーカーとか、あるいは民生委員さん、あるいは福祉関係者そういった方の手助けがぜひ必要だと思っています。

そこで、質問と提案ですけれども、本来は防災に関する全般の方針や具体的な対策は、危機管理課など行政にお任せしたいと私も一部では思っています。ただし、たくさんの業務を抱えた担当部署の労力の制限を超えることだと思っています。

そこで提案ですけれども、私は全体の防災の対策、復興も交えた、さっき言った復興、救助も交えた全体の防災対策です。これは、ケースワーカー、もちろん行政職員、消防関係者、自主防災会、あるいは民生委員、看護、保健センターなどの福祉関係者、先ほど言いました土木技術者、あるいは学校関係者、避難施設を管理すると言いますか、よく知っています学校関係者、あるいは、場合によれば安全が確保された中学生や高校生なども担い手の一人になるんじゃないかと思います。そういったことで、オール紀北の知恵と力を結集して、防災関係者が防災計画策定委員会というんですかね、作業部会をつくるべきだと思います。

防災の基本方針をつくる。全体のね。そういったことをつくるべきだと思います。その中の座長としましては、例えば、三重大の川口先生にお願いするとかして、そういった作業部会をつくる事務局、あるいはこの指とまれの旗を上げる、のろしを上げてもらう、合図してもらう。そういったことを行政のほうで音頭を取っていただけないかなと思いますけれども、いかがでございましょうか。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

今おっしゃっていただいて、土木関係のことなんかもお話ししていただきました。そういったことからして、我々は命の道として高速道路を要望しておりますので、今お話ししていただいた看護師さんとかケースワーカーいろんな方ございます。これも平常時の人間しかおりません。

だから、この大規模災害になったら自分のところの町だけで完結できないという話だと私は思っておりますので、だから広域的な連携が必要だと思っています。

だから、そういった意味では広域連携はこれからもやっていきたいと思いますし、市町村の協定も結んでおります。県との連携も取っております。また、個々のお話で言えば、土木会社なんかには私、台風来ると、その前に会長さんのところにお電話して、何かのときお願いしますねということは毎回行っておりますので、そういった連携は取れております。

ただ、防災基本計画を策定していくということで、自主防災会の皆様方もいらっしゃいますので、そこら勉強しながらどうするかということを検討したいと思います。

入江康仁議長

岡村議員。

3番 岡村哲雄議員

今、広域連携のこと言われました。私一番心配するのは能登半島と一緒にございまして、南海トラフ地震が起きたときは広域に今度なると思います。能登半島だけじゃなくて。名古屋とか静岡とか松阪、都市部もやられると思います。

ですので、私個人的にですけれども、1か月程度は自分らで頑張っていかなきゃいかんのではないかと。助けに来てくれるだろうかと。能登半島でさえ、日本中が助けに行けなかった。遅れています。ここの場合は、私は地元で完結って難しいと思いますけれども、ある程度やっていく覚悟がないと、いつまでも指くわえて助けてくれるのを待っていては、これ僕難しいなと思います。それなりの覚悟を持って我々やるべきだと、こう考えています。

自らの町は、やっぱり自分らで考えて、自分らでとにかく努力してやってみると、これは僕大事だと思っています。

今の時代、ふだんは温かい関係で住民は穏やかに暮らすことを望んでいます。けれども、大きな災害が起きた場合、住民はどう動き、町はどのようにして住民を守っていくか、きちんと考えておくことが、そのときあたふたしない行動が出ます。起きていない今だからこそできます。今から考えておくべきだと思います。誰一人取り残さない防災対策を目指して、多様な知恵と技術を持った人が集まって、マニュアル作り、これを全員でオール紀北でやっていきたいんだと私は思っています。それを、できたら音頭と言いますか、のろしを行政が上げていただけたらありがたいと思います。

個人的には、全面的に協力して頑張っていきたいと思います。

以上、時間になりましたので、ありがとうございます。どうも失礼します。

入江康仁議長

答弁はいいですか。

3 番 岡村哲雄議員

はい。答弁いいです。

入江康仁議長

ちょっと座ってもらえますか。

これで岡村哲雄議員の質問を終わります。

入江康仁議長

ここで、1 時40分まで暫時休憩いたします。

(午後 1 時 25分)

入江康仁議長

それでは時間が来ましたので、休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 1 時 40分)

入江康仁議長

次に、6 番 東篤布議員の発言を許します。

6 番 東篤布議員。

6 番 東篤布議員

皆さん、こんにちは。今日はごめんね、遅刻しちゃって。日にち間違えとってさ。

9月議会、議長の許可を得まして、一般質問させていただきます。よろしくお願いします。

今回の質問は3つほどあるんですけども、前者議員が大分、熊対策とか、16年後には人口が減っていくんじゃないかとか、道路の照明はちゃんとしないとあかんよとか、健康センターの指定管理制度のこととか、また今、先ほどの岡村議員につきましては防災について、話し合うことみんな言ってもらいました。

それで、今回は3つほどありまして、重複するやもしれませんので、少し、方向性を変えて、この話をしたいと思います。

まず、1番目が町長がよく言われるところの住民目線とおっしゃる。この町長の住民目線は、住民にもいろいろありまして、お金持ちからちょっとお金の少ない人から、健康な人から健康でない方から、いろいろあるわけです。災害が来ても、津波が来ても避難しなくていい人もおれば、避難しなければならない人、また、先ほど前者議員がおっしゃったように要支援者、その方々のこともある。

また、2番目の質問については、いわゆる前者議員が言っておった指定管理者制度のことなんですけれども、指定管理者制度とはどういうことなのか、それは分からない町民が大多数を占めるように思います。

この指定管理者について、何を聞きたいかというとは簡単なんです。指定管理者を決めるときには町民が、全ての町民が見ておる広報紙に出てこないということです。どこでどのような形で決まっておるのかという説明を町民の皆さんにしてあげていただきたい。年間何百万も、何億、何十億という施設を造っていただいて、その管理を任されて、お金をもらって、またそこからお客さんからお金も取る。こんないい商売あるんなら、私もやってみたいわという方々がたくさんおると思うんですよ。でも、皆さんには情報が行っていない、知らないんです。そのところを明確にしていきたい。

それと3つ目、町長、五島列島の壱岐という島、対馬という島、北海道には利尻、礼文というのもございますけれども、町長、この壱岐という島をご存じかどうか。これはなぜかという、老人ホームのことについてなんです。

ここの町長は3期12年間、自分の給料を無給にして島民のために働いた。町長に無給にせえとは言いませんよ。この方のテレビを見たときに、自分の命をかけてでも島民のためにやらんと町は変わらんのだなと。僕は涙を出しながら見ました、テレビを。自分もそうあるべきだと、議員としてさせていただいて。議員としてできることは何があるのか、何ができるのかと常に、道を歩きながらも、横断歩道一つでも、崖崩れでもそうです、いろんな町行けば、林道よりも狭い、救急車も入らない道路もある。大雨が降ってもすぐに冠水していくエリアがある。でもそこにはポンプも据えていない。町会議員として何ができるのかなと。

僕は今、常に車に積んでおるのは草刈り機と剪定ばさみと積んでおります。せっかく町で造っていただいた避難道路、それは地域の皆さんでやっていくのはもちろん、維持していくのはもちろんなんでしょうけれども、高齢化が進んでおりまして、いつも海山、相賀のほうでも、昔の旧海山町にはクリーンクリーンデーというのがございまして、非常にどぶ川掃除から全部やっておられます。もちろん、避難路やっておられる。しかし、長島地区につつま

しては、非常に高齢者が集中しているエリアもあるもので、これはもうできない。自分にできることは何なのかなみたいな、常にそういう気持ちでやらせていただいておりますが。

議長、申し訳ない、3番から先にやらせていただいてよろしいですか。

入江康仁議長

はい。

6番 東篤布議員

町長、町長の言う目線で言われるところのいわゆる高齢者目線で見られておると思うんですが、今、我が町に後期高齢者、何名おられますか。いやいや、常に、昨日も2名ほど亡くなられたとおっしゃった。長島地区でもそうです。今日も告別式も通夜もございます。日々、年間240名強の方がいなくなっておる状態でございます。今現在の何日時点でも結構なんですよ。町長がつかんでおられるところの後期高齢者。何名おられるのか。

それで、その中にどれほどの独居老人がおられるのか。どれほどの方々が、今、老人ホームに入っておられるのか。今、独り暮らしでしておって、老人ホームという施設に入りたいという方々もおるわけです。町長に期待をしておるんです。必ず建てますよとおっしゃっていただいたじゃないですか。でも、町長、もう4期目、4掛ける4は四四、十六ですか。16、あと任期が、あと1年残っています。16から1年引いたら15年間、この老人ホームに対しての答えが一向に出ていない。どの、誰の目線で見ても、町長、お考えなのか。僕はこれほどの高齢者がおって、施設に入りたい、災害、台風の時でもそうです、避難場所に寄ってくる。僕は早く開始するようにと、なぜならば寂しいんですよ、独りでおることが。

だから、僕も去年も2名ほどの方が、冷房と暖房のかけ間違いで、熱中症で亡くなった。僕の知っておる限りでも数名の方が亡くなっておられます。

僕の住んでいる所の近くに前柱というところがございます。この方の名前が好きでして、僕の初恋の人と同じ名前なものですから、85歳なんです。まだ自分でもいろいろ作業しておられる。大丈夫かなと、時々、プライスカットで会うんですけれどもね、僕のことを忘れておるんで、しょっちゅう会っとなんかですけれどもね。この前も気になって、暑いさなかに見に行ったんです。大丈夫かな、エアコンのかけ間違いないかな、エアコンになっておるのかなと。なぜならば、エアコンをかける時期に暖房をかけて亡くなった、熱中症で亡くなった方、送風にしておって亡くなった方がおる、その経験があるものですから、気になって見に行ったら、網戸になっておるんです。ということは風を通すために網戸にしておるということとは、おばあちゃん、エアコン、大丈夫かと言ったらエアコン、かかっとなんかです。エアコ

ンが入っておって、こたつに入って、網戸になっておるんです。エアコンかけたら戸を閉めたほうがええよという、こたつはもちろん電気入っていないんですよ、そういう状態で。

町長、この老人ホームについてはどうお考えなんでしょうか。今、町長がお考えの中で、どこに建てようかということで迷っておられるのか、ベッド数で迷っておられるのか、刑務所じゃないけれども雑居か独居かで迷っておられるのか。ちなみに余談になりますがけれども、刑務所で雑居というのは6人から10人、犯罪者が多いときには12名から一部屋に押し込められるんです。ストレスがたまっけんかで、大変なんです。だから、独居の個室に行きたいんです。畳3畳の個室に。

例えば、我が町の老人ホームについてもそういうことがあるんじゃないでしょうか。常日頃は皆さんといたい、でも自分のプライバシーを守るべき部屋が欲しい。

議長も、この前の選挙で老人ホーム頑張るんだとおっしゃっていただいた。だから、議長と町長と手を合わせて、何とか将来のこの高齢化が進む町のために、何とか公約で言われておるんですから、せめて方向性だけでもお決めになったらいかがかと思いますが、まず、この点についてお答えください。どこで迷っておるのか、なぜできないのか、進行しないのか、計画性がないのかというところを。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

それでは、東議員のご質問に答えます。

まず、基本的に老人ホームの建て替えについては、以前も令和6年の3月議会でお答えさせていただきました。養護老人ホームについて建て替えの方向で検討していくということでございます。したがって、今後、検討しながらやっていきたいとそうように思っております。

また、いろいろなご指摘をいただいたんですが、そういうことも踏まえて、今、状況分析をしているところでございます。

入江康仁議長

東議員。

6番 東篤布議員

町長、国会議員じゃないんやでさ、検討しますとか、前向きに考えるとかいう答弁しとったらあかん。方向性を示せというのは、何年後にはこのようなもの、図面でもできておるん

ならいいですよ、いつまで検討するんですか。そういうことではいかんですよ。

1 番に戻ります。町長の言われる住民目線とは。これを住民、1 万少しの住民おられます。お金持ちの目線で見ておって、その方々に気に入られようとして町長されておるのか、貧しい方々の目線になって、この方々を何とかしたいと思って、その目線で見ておられるのか。健康な方々を見て、健康センターを造ったのか、体の悪い人を見て、この方々のためにどうすれば病院に安く行けるのか、どうすれば福祉タクシーをもっと安く使えるのかと等々ありますが、どのような目線で、町長見ておられますか。端的にお答えください。

入江康仁議長

座って、答弁を求めるのか、どっち。

6 番 東篤布議員

答弁を。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

住民目線ということですが、これは私がいつも言っている言葉でございます。

この言葉について、まずお話ししたいと思いますが、これは中国の孔子先生が弟子にたずねられたときに、人生で何が大事ですかと言われて「恕」という言葉をお答えされました。これは思いやりということ、相手の立場に立って物事を考えるということでございます。

ですから、誰々に、どの世代に、お金があるなし、そういったことで我々はやっているのではない、全体の中でいろいろバランスを考えながら見ているところでございまして、そういった意味では、例えば、高齢者に対する施策を行えば、その高齢者の立場に立った施策であろうか、健康のことについて施策を行うとすれば、体の悪い人、いい人、生活習慣病予防、フレイル予防、病気の早期発見、早期治療、そういったものもそれぞれの施策を行おうとするときにそれぞれの立場の人に立ってやっていくという意味合いでございます。

ですから、特定の方の支援をどうするというような、個別な部分のところの表現を使ったつもりはございません。

入江康仁議長

東議員。

6 番 東篤布議員

では、お尋ねします。平成30年に国から国民保険の制度の改めが出てきました。それまで

でも3つの方式、4つの方式ございました。難しいことは言いません。平成30年に国民のために資産割をやめなさいとおっしゃられた。ただし、言ってすぐというわけにいかんでしょうから、令和9年まで期限がある。でも、既に住民のためにやられた、中止した市町もある。

町長、いつまでこれ取り続けるつもりですか。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

いつまで取り続けるというか、国民健康保険の保険者、被保険者負担はいつまでも取りたいと思いますが、ただ4方式と3方式という言い方ですれば、3方式が保険者が三重県で一体となりました。その中で三重県が保険者を3方式で扱うということでやっております。そういう意味から、もう近々、来年度、再来年度には3方式に変わる予定でございます。

入江康仁議長

東議員。

6番 東篤布議員

来年度から指定管理制度をやめるということですね。この間も税務課の間違いもありましたけれども……

（「何て言った。指定管理とか何とか。」と呼ぶ者あり）

6番 東篤布議員

いやいや資産割、ごめんなさいね。資産割をやめるということで、これで間違いないですか。

いわゆる今は令和6年、7年度からこの資産割をやめるとの答弁と受け取ってよろしいでしょうか。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

このことについては、国保運営委員会で審議をしていただいております。

入江康仁議長

東議員。

6番 東篤布議員

ということは、人任せにしておいて自分では決断できないと、こういうことですね。よそ

の市町村長は全部切つとるやないですか。なぜ、あなたは切れないんですか。それだけ、優柔不断なんですか。どうぞ。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

人任せではございません。そういった方法で国保運営委員会というものを設置して、その方々の意見を聞いて、そして最終的には私の決定で行います。

入江康仁議長

東議員。

6 番 東篤布議員

ということは、来年度からやめるとおっしゃったということはどうそですね。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

来年度からやめるという表現は使っておりません。それは4方式をやめるということでしょうか。それは先ほど申し上げたように、国保運営委員会のほうが協議していただいている内容です。そういう表現をしました。

入江康仁議長

東議員。

6 番 東篤布議員

誰かに頼らないと、よその市町村長も全てこれをやめておるのに、いまだに誰かに頼らないと、運営委員会の名前も後で聞きたいですが、あなたは最高責任者なんです。こうしましょうよと、まず決断すべきです。

先ほど、孔子の話をおっしゃったけれども、町長。無自覚の罪と、町長、知って犯す罪と知らずに犯す罪と、どちらが罪が重いと思いますか、町長。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

まず、ほかの市町も恐らく国保運営協議会というのはあると思います。それに基づいて首長がこうしますというのが、普通の市町が同じようにやっていることだと思います。

それと、知って犯すのと知らないで犯すの、これは知ってて犯すほうがより重いことだと思います。

入江康仁議長

東議員。

6 番 東篤布議員

じゃ、うちの国保運営、その委員の皆さんが税収を上げるために、いまだに変えようという気がないのかと、町民は取ってしまうのです。町長が決めればいいんです。そう委員会に諮ればいいんです。僕はこうしたい、どうですかと。資料を見てみなさいよ、もうほとんど市町村はなくしておるじゃないですか、何で後れを取っておるんですかという話。もう、これはいいです、議論しても仕方がない、知らないんやから。

知って犯す罪と知らずに犯す罪、どちらが重いかと、これは孔子じゃないんです、お釈迦さんの話なんです。お釈迦さんの弟子がお釈迦さんに聞いたんです、尋ねたんです。師匠、知って犯す罪と知らずに犯す罪どちらが重いでしょうかと、師匠がこう言った、真っ赤に焼けている火鉢、昔は火鉢ってあって、それに真っ赤に焼けている火箸をこう出したんです、握ってみなさいと。握るわけがない、熱いのを知っておるから。それがお釈迦さんの答えだったという話なんです。

自分のやっていることはいいことなのか悪いことなのか、知らないで犯してしまう罪が重いということです。無自覚の罪ほど怖いことはない。これを触ったら熱いと思うから触らない、もしくは触っても少しで済む。知らないから強く握ってしまうから大きなやけどをする、けがする。

町長はいい人ですよ、善人です。大好きです。信じています。しかしなれど、知らず知らずのうちに町民に迷惑をかけておることもあるんじゃないかなろうかと思うんです。住民目線になって。

僕はこういう言葉が好きなんです。タカの目とアリの目になって町を見よと。遠くから眺めて、遠くの方まで眺めながら町の運営しなさいと、そして地を這うようにアリの目になって我が町を見よと。いわゆる軽自動車に乗って、普通車に乗っておったら通れないところがあるもんやから、もう最近、自転車でも行こうと。軽自動車で行っても通れない道路がある。

プリウスという車はちょっと燃費がええもんで乗っておった。もう動かないです、警報ブザーが鳴って、ぴたっと止まってしまう。なぜならば草で生い茂っておるんです。その奥には民家が3軒もある。なぜそこへ行こうとしたか、その3軒のうちに町水道が来ていないか

らなんです。あと200mで、この3軒のうちに町水道は届くんですよ。

この前は天気が続いて、此ケ野地区の貯水タンクの谷川の水が枯れたと、ここの谷川の水は枯れたことないから、こっちに移動したのに谷川の水が枯れた。篤布さん、見に来てほしいと、見に行きました。枯れるでしょうよ、山、伐採放題なんやから。保水力がなくなっておるんですよ、これ町長のせいじゃないですよ。国の方針で間違ったバイオマス制度なんかするからこんなことになっていったんです。

ただ問題であったのは、その貯水池に行こうとしたときに、僕の軽四ですら通らなかったんです。地崩れを起こしておる。だから水道課の責任なのか、農林の水道管なのか、責任はどうなんやと、どこが管理しておるんやと。タンクを造ったのは町ですよ。造るということは、生コン車も入るんで道路はあったはずなんです。コンクリート舗装してあるんです。

僕は地元の方に手伝っていただいて、全部、スコップで、それ全部取りのけた。そうしたら今度、薬品を入れたり、バルブで調節する鉄の蓋が2枚出てきました。一体、水道課、何を見ておるのかと。地区の皆さんにいわせれば、下の上水道は来ておるけれども、上の簡易水道までは来ていない。言われても仕方ないやないですか、草ぼうぼうで、崖崩れ起こして。

それで副町長にお尋ねしたんです。一体この道路はどこが管理すべきなんですかねと。どう思いますか、町長。何課でもないという答えが返ってきたんですよ。地権者の物であると。あきれ返って物言えんです。住民目線というのはそういうことじゃないんですか、町長。行かれたことありますか、此ケ野。此ケ野という地名知っていますか。質問、今の質問。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

此ケ野、知っていますし、行ったことも何度もあります。

入江康仁議長

東議員。

6番 東篤布議員

貯水タンクまで行ったことありますか。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

ありません。

6 番 東篤布議員

ない。

尾上壽一町長

はい。

入江康仁議長

東議員。

6 番 東篤布議員

それが住民目線じゃないと言いたい。僕はなぜ見に行ったかという、能登半島のときにすぐに自分のところの水道を心配したんです。うちには給水車もないんです。16年の災害のときには四日市から来ていただいたんです。いまだに給水車1台も用意していない。東南海地震があったら四日市来れますか、尾鷲来れますか。そうなってくると、地域のエリア内で、東北の東日本の震災のときには、議長のところみたいな保冷車、鮮魚車、あれに水をくんで、各市町に配っておったんです。

だから、ただうちは本タンクもあるんですよ、これ。全部ループ式になっています。でも、簡易水道はそうじゃないんです。この本体が壊れたら、簡易水道からタンクで運ぶしかないんです。だから、簡易水道はどうなっておるかなと、下河内、此ヶ野、全部チェックに行っただけです。道路が通らない、草ぼうぼうなんです。どうなってるのやということです。水道課を責めておるんじゃないんです。危機管理意識のなさを言っておるんです。

町長のその住民目線とおっしゃるその無自覚を言っておるんです、特に言いたいのは。あと200mで民家が3軒あるのに町水道を引っ張らないと答えを出した。じゃ、そこは井戸水があるんだから、枯れたんやから、それは町で何とかしたってくださいと言ったら、個人で掘った井戸には個人でやってもらわないと仕方ないと。そんなことない。僕は15年に議員にさせていただいて、17年に町長選挙出て、1年休んで18年のときです。海山の上里、中里、全部、個人で掘った井戸が枯れたんです。このときに町の予算出していますよ。なぜ、名倉の住民の方には出せないんですか。以前に我々の会社が5社があるときに、企業に水道はない、引っ張ってくださいと言ったときに、民家が1軒でもあれば引っ張るんですが、企業には引っ張りませんと言った。一体、企業を呼ぶ気があるのかとそのとき言ったんです。

少ない民家のところには町水道引っ張らないというのは、紀北町の町長の方針なんですか、お答えください。そのどこが住民目線なんですか。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

何か、私、話聞いていると、住民目線を勝手なように使われているような気がします。

ただ、水道のことに关しましてはそれぞれの事情があつて、それぞれの事情において対応して判断しているものと考えております。

入江康仁議長

東議員。

6番 東篤布議員

孔子に代わって申し上げます。僕の言葉は思いやりというもう少し深く考えて孔子の言葉を思い出されてはいかがですか。儒教をおっしゃるのであれば。こんな難しいことはええんや。簡単なことです。年寄りがおるんです。八千何百人おるんや。このうちに非常ブザーを持つとるのは何名おられるか、町長、ご存じですか。

このお年寄りのために高額の予算を立てて、それをマナオカという名古屋の業者に丸投げしておるんや。名もない地元の警備会社で十分や。地元で幾らでも警備会社おるやないですか。地元の警備会社はすぐ来てくれる。家にも行ってくれる。名古屋の警備会社、連絡先に電話するだけや。それで連絡先が出やんかったら警備室に電話して、電話出ないんで救急車でも呼んだってくださいって。これで何百万、何千万という予算投入して。この八千何百人という後期高齢者おる中で何名の方がこの緊急ブザーを持っておられますか、町長。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

令和5年度末で170台となっております。

入江康仁議長

東議員。

6番 東篤布議員

これだけの独居老人、高齢者がおりながら、介護が必要な人がおりながら、100数台で足りると思いますか。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

足りる足りないという話ではございません。申請をしていただいたら増やしていく予定で
ございます。それと、今、携帯電話もできて便利になっております。そういったものを踏ま
えて、申請者を拒むという話ではございません。

入江康仁議長

東議員。

6番 東篤布議員

でしょう、せっかくこんな予算つくったんやから、職員をして1軒1軒回らせてもいいん
じゃないですか。大丈夫ですかと声をかけて、たかが8,000人、これだけの職員で1日10人
回ったら十分や。僕が回っただけでも、何名の方に持っていただいた。そんな制度があるこ
と知らないんです。何年何月号に、広報紙にそれ載せたんですか。

先ほどの指定管理のことに戻りますが、指定管理制度、オートキャンプ場、何十億で建て
て、島勝浦にあるところの和具の浜、あれ20億ぐらいかかっとなのじゃないか。あれを個人
にお金を払って、400万円だったか、払って管理してもらって、俺もしたいわ。議員給料300
万ちょっとや。な、議長。でしょう。400万もらって浜の管理や。私が入ろうと思って、夜
ちょっと見にいったら鍵かかっとなや。朝5時からか、知らんよ、時間帯決めておるんや。

この方が悪いと言うんじゃないんです。この指定管理者を選ぶときの方法論がおかしくあ
りませんか。全ての住民、知りませんよ。和具の浜を管理している方がそれだけもらって
おることを。また、けいちゅうという桂城中学校もこれは指定制度になっています。これも
広報紙に載せましたか。載せていない。じゃ、ほかのいわゆる指定管理者制度、これ、どこ
で募集かけとるんですか。これにお答えください。公平性に欠けると思うからこそ聞いてお
るんです。

入江康仁議長

尾上町長、こちらへ、前向いて、2番ですから。

尾上壽一町長

指定管理については、所定の周知の方法を取っております。

それから指定管理と委託の部分もございますので、そこらが今、ちょっと混在しているよ
うにも感じました。

以上です。

6番 東篤布議員

議長。

入江康仁議長

ちょっとお待ちください。

6 番 東篤布議員

議事進行。

入江康仁議長

東議員。

6 番 東篤布議員

議事進行。答えになっていないです。

入江康仁議長

町長、答えになっていないということですが。

尾上壽一町長

質問になっていない。

6 番 東篤布議員

それじゃ、もう一度、議長。

入江康仁議長

きちんと、時間は止めます。

6 番 東篤布議員

もう一度し直します。いいですか。

指定管理であろうが、何であろうが、この広報の仕方をどうされとるんですかと言っとのです。答えになっていないでしょう。どこに出しているの、広報紙に出したことがあるのかと言っている。毎月の広報紙あるやろ、広報紙に出しとるの。どこかの課のホームページに入っていかなと、見られないようなやり方やとるやないか。それをお答えくださいと。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

それぞれの事案に関して、広報の仕方を選んでやっております。それから、今、ホームページ、広報きほく、それからLINE、主に3つの手段でやっています。それによって、指定管理者など、町民にあまり影響のない部分は、またホームページなどと、それぞれの事案に対して、それぞれの広報の仕方をしております。

入江康仁議長

東議員。

6番 東篤布議員

何十億も町で金かけて建てて、県から金もらって建てて、それを何百万という金もらって管理しなさいと、誰でもやりたい。こんな話を何で回覧版で、広報で配らんのですか。インターネットもあるでしょう、携帯もあるでしょう。私はスマホ使いかねとるんや。あなたみたいに賢くないから。

住民の皆さんの後期高齢者の方でパソコン持っておる方、何人おるんですか。僕ですら、議員の僕ですら、和具の浜は何課がやっとなるか、そのときによって顔を変え、誰が見るんですか、それを。それをのぞけと誰が耳打ちしとるんですかと言いたい、俺は。全ての農林であろうが、各課であろうが、工事というのは全部、これ、昔は建設課で出しておったんや。今は環境で出してみたり、農林で出してみたり。見られんやないですか、ホームページ。工事はどこどこ、こういうものは広報紙に載せないかん。公平性に欠けるんや、町長。

だから、住民目線じゃないと言いたい。それでも公平性に欠けないと思いますか、町長。あなたの今のやり方で。指定管理と何があるって。一緒やないですか。こちらが建てたものをお金出して、以前にも問題になったでしょう、健康センターで。この職員は町長が任命しとるんじゃないわな。退職金月々5万円ずつ積み立てしとったのは知ってる。そんな職場、どこにあるか。あんまりにもあれじゃないの。身びいき過ぎやへんの。あなたの後援会の人にだけ情報流しとるん違うの。せせら笑っとるけれども。みんなそう思っとるよ。どうですか、答弁。

入江康仁議長

時間来とるんで、後でまとめてください。答弁させます。

尾上町長。

尾上壽一町長

情報は公平性をもって我々は周知しています。

それと、あとその情報を必要とする人、そういった人たちにとってはその情報はありがたいものですが、情報として必要としない人たちにとっては見れども見えず、聞けども聞けずと、こういうこともありますので、例え載せてあったとしても、そういう人たちには聞こえない、見えない部分がございます。そういった意味では、町として、それぞれの事案に対して周知する、そういう努力はしております。

入江康仁議長

東議員。

6 番 東篤布議員

あきれて物言えんわ。そんなんで、町に建ててもらって、何百万、金もらって。誰でもしたい。それを町の都合で、各課でネットで出して、公平性に欠けないとおっしゃるあなたの考え方についていけんわ。

尾上壽一町長

結構です。

入江康仁議長

町長、私語は慎んで。

6 番 東篤布議員

そういうやり方はやめたらどうですか。もっと本当に住民の思いを持って、公平性の欠けないようにやられるべきだと思いますよ。

苦言ではないですけども、なかなかご清聴ありがとうございました。もっと公平にやりましょう。孔子の言葉をもう一度、町長に考え直していただいて、全ての町民に公平なまちづくり、思いやりを持ってやっていただきたい。

ありがとうございました。失礼します。

入江康仁議長

これで東篤布議員の質問を終わります。

入江康仁議長

ここで、暫時休憩いたします。

(午後 2 時 19分)

入江康仁議長

それでは時間が来ましたので、休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 2 時 35分)

入江康仁議長

次に、7番 奥村仁議員の発言を許します。

7番 奥村仁議員。

7番 奥村仁議員

7番 奥村仁、議長の許可をいただきましたので、通告のとおり、令和6年9月議会における一般質問をいたします。

昨日、銚子川で、朝のうち、三船中のカヤックの授業があったんで行っておったんですけども、一般質問をつくりながらの中で、時間を割いて行ったんですけども、かなり日が熱くて、頭も結構焼けまして、結構、頭焼けとるでって言われたんですけども、今朝、鏡見たら、かなり真っ赤になっとなってひりひりするんで、よく見とったら、薄いもんでよう焼けるんやなと思ったところなんですけれども、ただ、その中でも、今日の一般質問の中身は濃くいけばいいかなと思って始めさせていただきたいと思います。

今回の質問の通告をしたのは3項目でございますけれども、いずれも地域活性や住民生活を守っていく上で重要な課題であると思いますので、しっかりと議論をしたいと思います。

それでは、1項目めの商工振興についてに入ります。

現在、紀北町の人口は2024年1月1日時点で1万4,129人、合併した平成17年、2005年の10月には2万831人でありました。19年間で6,702人、およそ30%の減少であります。

合併前の2004年、当時の海山町での住宅の被害については、水害のときなんですけれども、床上浸水が約70件、床下浸水は約200件以上で、事業者の中には、住宅も店舗や工場なども大きな被害を受け、復興のめどが立たずに廃業されたり、事業を続けるも長い間暗く寂しい町並みが続いたのを覚えているところであります。

水害当時は、町内にも多くの雇用者を抱える企業もあり、国道沿いにはドライブインなどもあり、ある程度にぎやかさを保っていたものと思います。

企業や商工業の活性は地域の明るさを保ち、雇用をつくり、人口流出に歯止めをかけ、地域内での消費の循環を生みます。また、町政の安定にとって大切な税収を支えるのも中小企業や小規模事業者であるのも言うまでもないと思います。

このことからしても、中小企業・小規模事業者に対する振興策というのは町民にとって大変重要な施策であると考えます。

現在、町の施策として、商工会へ補助金として1,162万円のほか、借入れ利息への利子補給などが上げられているかと思いますが、今後、起こり得る東海・東南海地震による災害などを考えると、2020年に日本でも感染が拡大し、多くの事業主への支援が町独自で動けなかったり、柔軟な経済対策に踏み切ることができなかったことを考えると、町内の企業である中小企業や小規模事業者に対する振興対策について、事前にしっかりと明確にしておく必要があると思います。

紀北町第2次総合計画後期基本計画においても、自治体は地域のインフラ整備に対して極めて大きな役割を有しています。地域経済の活性化戦略の中に地元企業の支援などを盛り込むことで、新たな産業やイノベーションを創出することも貢献することができると示されています。

また、本町の商業は、こうした商業構造の変化を背景に、町外の大規模小売店や専門店へ消費者が流出するとともに、経営者の高齢化や後継者不足などで一層厳しさを増しています。

また、工業についても、木材、水産加工業を中心に、地域の雇用の輪として、地域経済を支える重要な役割を担っていますが、その大半は零細で、経営基盤も弱く、景気の変動に左右されやすい事業所となっています。

企業誘致については、立地条件の不利さ、長引く不況の回復の遅れなどから、困難な状況が続いており、新たな企業の誘致は容易な状況にありません。

このため、みえ熊野古道商工会との連携のもと、持続的な企業経営に向け、経営近代化の促進をはじめ、事態変化に柔軟に対応した支援を行う必要があります。

また、地域経済の活性化に向け、既存企業との連携協力、企業創業への支援、優良企業の誘致を図るとともに、外国人を含め、労働者が地域で働きやすい多様な生活環境の充実を促進し、雇用の確保につなげていく必要がありますとも示されていますが、町が行っている小規模事業者支援についてお聞きいたします。

入江康仁議長

町長。

尾上壽一町長

それでは、奥村議員のご質問にお答えをさせていただきます。

紀北町では、議員もおっしゃっていただいたように、中小企業・小規模事業者が町内の事業所の大半を占めているところでございまして、地域経済を支えていただいている根幹だと考えているところでございます。

目まぐるしく変化していく社会情勢の中で、またコロナ禍や災害等が懸念される中、さらには少子高齢化・地域の過疎化が進む等、新たな課題解決への対応を求められていると思います。

これまで、紀北町でもコロナ禍においては、交付金を活用して直接または間接的に事業者に対する支援策を実施してまいりました。

今後も国・県の支援策の動向を注視しながら、紀北町の経済を持続可能なものとするための施策をしていきたいと思います。

そういった中では、商工会との連携が大変重要だと思います。

入江康仁議長

奥村仁議員。

7 番 奥村仁議員

町長の答弁で、中小企業、うちの町はというよりも日本全国でもほぼ中小企業が9割ぐらいを占めているのではないかなというところと、反対に当町では中小企業というよりも、小企業であったり零細企業が多いのかなというふうに考えるところと、町長言われたようにその企業は町を支える根幹であるというふうに答えられたので、それが町民の安全・安心の社会というかを支えているものだというふうに、認識も、町長も同じではないかなというふうに思ったところであります。

企業がやはり元気であることで、地域社会全体が活気づきます。地域の社会資本やインフラ維持につながり、学校や医療機関など、地域社会を支える基盤が保たれることになります。このことにより、人口減少地域でも人々が安心して暮らせる環境が保たれるものだと思います。

また、当町のような人口減少地域では、労働力の不足は深刻な問題となっております。先日、訪問させていただいた幾つかの企業でも生産量は増加傾向になっても、地元雇用での労働力が見込めず、事業が成り立たなくなっており、外国人労働力が不可欠であり、現在の技能実習制度や特定技能制度の活用が不可欠になっているということでありました。

このような現状の中、外国人による技能実習生の受入れを以前から取り入れている企業も多く、当町では商工会を通じ、受入れが増えているネパールにおいても先般、ネパール大使が訪町され、今月には建国を祝う会に行政、議会、商工会がお招きをいただいているとのことでありました。

このことからしても、中小企業の存続、課題の解決として取り組んでいる外国人の受入れ

施策は行政をはじめとする商工会等の信用が大切になっているのを感じるところであります。

人口減少が進む地域において、地域経済の活性化、雇用創出、地域資源の有効利用、災害発生時の早期復旧・復興のいずれをとっても地域の持続可能な発展を目指すには、当町においても中小企業・小規模企業振興条例の制定が不可欠ではないかと考えます。この条例の制定は、企業を守るだけではなく、町民全体の生活を守る上で、重要な位置づけになるのではないかと考えますが、町長の考えをお聞きいたします。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

的確な、今、ご質問をいただいたと思っております。

そういった中では、外国人研修生、こういったものの必要性が大変大きいし、町にとってはなくてはならない存在だと思っているところでございます。

振興条例につきましては、残念ながら、今のところ、私のほうでは特に把握していないところがありますので、勉強させていただいて、それが施策にとって有効であるならば考えていきたいと、そのように思います。

入江康仁議長

奥村議員。

7番 奥村仁議員

今、質問させていただいた中小企業・小規模企業の振興条例の制定でありますけれども、いろいろな自治体が制定を行っています。いろいろな自治体の振興条例をいろいろ見させていただくと、ほとんどがテンプレート化されているというか、詳細なものではなくて、大きく中小企業についての支援策であるとかを示されているようなものなので、特に町が大きい小さいとか関係なくて、ほぼ同じような条例になっています。紀北町版で書き換えたんですけれども、案とつけるのと、頭に紀北町という入替えするぐらいで、ほとんどの市町が同じような内容の文章で条例化されているので、つくるのもそんなにハードルが高くないかなというふうに思うのと、それをつくっておくことで、有事の際にはやはり早く国の支援とかも受け入れたり、町独自で先に支援をしたりできるのではないかなというふうに思いますので、ぜひ、取り組んでいただいて、制定に向けて、中小企業を守る上で住民をしっかりと支えていくということを、行政が動いていただくとプラスになるのではないかなというふうに思いますので、また、なるべく早く、早急に検討していただければと思います。

ここで答弁いただきます。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

三重県のほうにもこういった条例があるということでございます。ただ、今、議員がおっしゃっていただいた中で一番重要かなと思うのは計画とか、条例があると国のいろいろな補助金が受けられたり、そういう制度もほかの事例ではたくさんございますので、今、おっしゃっていただいたように、この条例があることによって、こういう補助なり、こういう援助がもらえますよというようなことも十分勉強させていただいて、検討したいと思います。

入江康仁議長

奥村議員。

7 番 奥村仁議員

ぜひ、お願いしたいと思います。

それでは、次に、各物産展への経費助成についてでありますけれども、当町では様々な事業者に依頼し、他市町で開催される物産展等に様々な事業者が出店しているものと思います。

その募集については、様々な形態があらうかと思います。商工会などを通じ、物産展等企画のお知らせがあり、個々の判断で出店するものや、中には町としてある程度の出店数を確保したいという目的で業者に出店を依頼するものもあるのだというふうに思いますが、前者については、業者は個々の判断により利益を見込めれば、個々の責任において出店を判断するものだと思いますが、後者については、行政の都合により業者に出店を依頼するので、交通費や燃料費ぐらいは行政が負担すべきではないかというふうに思うところであります。

行き先によっては宿泊を伴う場合も検討が必要ではないかと思いますが、担当する課としてはどのように考えているのか、また現状について改めてお聞きしたいと思います。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

今、どういうところへ出かけているかというところは担当課から答弁していただいて、その後、今後、町としての対策については私のほうから後ほど答弁させていただきます。

入江康仁議長

岩見商工観光課長。

岩見建志商工観光課長

6年度ベースでお答えさせていただきます。

まず、町が主催になって出かけている物産展につきましては、イオン四日市北、イオン名古屋茶屋、亀山エコーなどがございます。それから四條畷関係では、スポーツフェスティバル、市民文化祭、農業まつり、それから、東紀州地域振興公社が主催となって、呼びかけているものにつきましては、南三重ふれあいフェスタ金山、三重県の関西事務所が呼びかけているものに関しましては、三重県のいいもの・うまいものフェア大阪がございます。

その他、商工会等も幾つか呼びかけているものがございます。

以上でございます。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

今、議員おっしゃっていただいたように、個々の判断で利益が出るとなれば行かれるという、そういうケースも重々あるし、そういうケースが多いんだと思います。ただ、我々から地域の物産展として、県なり、いろいろなところからご要望があってそれを依頼するときには、どういう線引きで、どのようなことで補助ができるのかということも含めて、検討していきたいと思いますし、我々としては、できるだけ外に発信していただいて、アンテナショップ的に売っていただくのはありがたいことだと考えておりますので、そこは検討させていただきたいと思います。

入江康仁議長

奥村議員。

7番 奥村仁議員

件数が増えると費用もかかる分にもあると思いますけれども、零細企業の場合、やはり幾ら売ったときに出てくる経費、利益が要ってしまう経費に対して、プラスマイナス、マイナスになるようなことであると、やはり依頼されていく、赤字になるというのは非常に苦しいことだというふうに思いますので、これも事業所の支援として、自分で行く分に関しては仕方ないと思うんですよ。ただ、町でできるだけ、何件か見積もって四條畷市とのやり取りの中で、何とかして行ってくれへんかというような話をするときには、やはり、ある程度の経費を見ていくということが必要ではないかと思いますので、また検討をしていただければと

いうふうに思います。

それでは、次の項目の銚子川流域の対策についてに入ります。

これは、私も過去数回取り上げてきた問題ですので、課題ですので、何度も繰り返しとなることと思いますが、改めて議論をさせていただきたいと思います。

十数年前の銚子川は地元の子どもたちが自転車で、また地元の住民たちが子どもを連れて、自然豊かな身近な川としていつでも楽しめる癒やしの川として付き合ってきた清流であったと思います。

ところが、今の銚子川を見ると、地元感情は無視されているかのような状況ではないかなというふうに感じます。特に、夏の銚子川は路肩にはずっとバリケードが置かれ、またそのバリケードさえも勝手によけられ、路肩に車を止められます。上流部は警備員において魚飛溪に駐車スペースがないと伝えても進入していくというような車も少なくありません。また、まいこみ淵などは川原に進入しないように設けられたバリケードは草むらによけられ、次々と侵入していきます。テントを張り、バーベキューをした後には食材のごみからバーベキューコンロ、テントに至るまで、運び込んだものをそのまま川原に放置して帰るケースも少なくありません。

入れ墨やタトゥーを見せびらかせ、集団でいるところには、子どもたちは近づきにくく、保護者も行かせないというようなことになってしまい、我々地元民が誇る自然豊かな癒やしの場所であったはずの銚子川は、町外から来る方々に遠慮しながら、または腹立たしい行為に腹を立てながら接する荒れ果てた川になりつつあります。百害あって一利なしと言われる方もおります。

そういう現状を見ると、何をもって交流人口の増加を町民の利益だと言えるのか、改めて、この町がこの自然豊かな環境と、交流人口の受入れ方を考えた上での銚子川流域のグランドデザインやビジョンについてお聞きいたします。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

銚子川流域の対策についてということでございます。

本当に我々が小さい頃は伸び伸びと川遊びができる川でございました。しかし、平成30年のNHKスペシャル、あれを契機に、そしてまたコロナ禍の自然ブーム、アウトドアブームで大変人気を博している。30年ですから、2年、3年なんか大変すごい状況になっておりま

した。我々といたしましても、手をこまねているわけではなく、いろいろな手段を行わせていただいております。

我々も夏場になるといつも行って、副町長をはじめ職員も行って、見ていて異様な光景です。確かにバリケードで木津までテープ張って、その後もバリケードを置いて、ええっと、これは申し訳ないですけどもマナーが悪過ぎると私は思います。だから、我々としては、ただそれに対してなかなか取り締まる手段がないので、そのマナー等を訴えていくしかないのかなと。そして、便ノ山区の方にもごみを拾っていただいて、ごみのあるところへごみがたまるということがありますので、そういうことがないように、こまめに協力をしていただいているところでございます。

以上です。

入江康仁議長

奥村議員。

7 番 奥村仁議員

対照するマナーの状況、路駐であったり、ごみの問題であったり、個々はその年によって変化しているような気がします。路駐が少ない年もあれば、反対に川原に侵入して、今年のように川原に侵入してしまっている年もあったり、上流には行っていないはずが行ってしまっておるといいうところもあったり、その年によって、まちまちの結果が出ているような気がします。なので、1個、1個検証していくことと、それを全体的に把握して、来てもらってそれを町の利益として観光と捉えて進めるのであれば、もっと明確なルールやデザインやある程度のインフラ整備が必要になってくるものじゃないかなというふうに思うんですけども、マナーの劣化状況や河床掘削の工程と団体要望、この河床掘削については県の事業になると思うんですけども、その状況でゴミ対策、路上駐車対策、川原への車両の乗入れの禁止とさせてもらったんですけども、禁止できるのかできないのか、さそうとするのかどうするのか、それと種まき権兵衛の里の駐車場の在り方、この5つについて、1つ1つ答弁いただければと思います。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

マナーは先ほども申し上げたんですけども、本当に今年のまいこみ淵は非常に、私でも異常な、その前の年はよかったんです。あの前の年も鉄のくいを打って、私がこう揺すって

も揺すり切れないような打ち方していたんです。今度もきっちり置いたんですけれども、それが撤去されて、朝の早いうちから入られたということなので、来年度は県のほうにもお願いして、河川の底河床というんですか、あっちのほうは県の管轄でございますので、その許可を得て、もうしっかりした止めることをお願いしていききたいなと思っております。

あそこは入っていただいてと車も動かなくなったり、子どもに石なんかを跳ねたり、子どもは小さいですから遊んでいる間に車の後ろにいるときに発進したりとか、危険が本当に充満していますので、来年は何とか県のほうにもお願いして、あそこへは入らないように、そのために上に駐車場があるんですけれども、みんな今、荷物が多くなってきて、恐らく中へ入りたいんでしょうね。そういうことはしっかりとやっていきたいなと思っております。

河床の掘削につきましては、県のほうにお願いして始めていただいて、もう随分になります。そういった中で、やはり取っても取っても堆積するということなので、もしこの事業がなかったら相当な堆積土砂があらうかと思います。そういった意味では、今、まいこみ淵の辺も積極的に取っていただいたり、プラント会社のところも取っていただいたりして、その上で魚道を造っていただいたり、もし、河床の掘削事業がなかったら、恐らくあそこは山盛りになって、魚道さえもない、今年のような夏だったらもうすごい状況だったと思っておりますので、これからも県に向かってお願いはしていきたいなと思います。

ごみ対策に対しましては、二十何年だったですか、いろいろな地区の集積所にごみを捨てていくということで、今まではごみ持ち帰り運動を進めていたんですが、それではもうどうしようもないということで、地区住民の皆様からのご要望で、銚子川にごみ箱を設置させていただきました。そのおかげで、そういう地区住民の方からの苦情は少なくなったのも事実でございますので、こういったごみ対策については、便ノ山地区の皆さんのご協力も得ながら、継続して続けていきたいなと思います。

それから、路上駐車対策については、先ほども申し上げたように、随分とその当時、元年、2年なんかに比べると、あのとき救急車も通れないような両脇駐車していました。そういったものを県の、県道ですので、許可をいただいて、ずっとテープをあの長い距離張らせていただいてやっておりますので、あそこに関する路上駐車は少なくなったものと思っております。今年の調査においても、便ノ山の堤防のところとやっぱり魚飛のほう、そういったところの路上駐車が見受けられましたが、ほかの所は一定、効果が出ているのではないかと思っております。

川原の車両乗り入れ禁止については、先ほど申し上げましたように、あつてはならない行

為だと思いますので、私はこれからも県とともにああいう行為が起きないように、努力してまいりたいと思います。

それと、権兵衛の里の駐車場は有料化をさせていただいて、このシーズンも5日ばかり満車になったような状況だと聞いております。

以上です。

入江康仁議長

奥村議員。

7番 奥村仁議員

マナーの劣化については、来る方のマナーの問題なので、個々にいろいろ言えるものではないかも知れないですけれども、こちらの対応のやり方でマナーの悪い人は来にくくなるとか、そういうこともあろうかと思うので、対策についてはやはりいろいろと考えていただきながら、マナーの悪い人の撤廃というかを目指していただきたいなというふうに思います。

河床掘削の件なんですけれども、掘っていただいて続けていただくというのが必要に、災害防止という面では非常によいことで、今年もまだまだ続くところでありますけれども、ある一定の条件が満たされたら一旦止めるというふうに言われています。

これで、団体要望と書かせていただいたのが、この河床掘削の県の事業の施工期間なんですけれども、その期間によってはここを触られたくないなという漁協さんの関係からすると、やはりアユの産卵時期であったり、その場所、場所によっていろいろ違ったり、工事が終わった後に自然の形にある程度戻していただきたいというのを、県の工事の中には入っていないので工事の終わりがけに業者の方と話をして、どちらかというとサービスのやっていたりしているというところが現状なので、やはりこの次年度の工事内容を決めていくときに、漁協さんとか保存会の方とかとどういうふうな形で戻すとかという内容をしっかりと詰めていただいた中で、その河川、銚子川の自然の状態に戻すという行為を工事内容に含めていただくと、地元もそういう団体も業者に対して物を言いやすいというようなことを言われているので、その辺も町も一緒になってお話をいただけると、県への要望という形でやっていただくと非常によいことになるのではないかなというふうに思うところと、救急車、路上駐車と救急車の関係ですけれども、この夏は救急車の出動が3件だったらしいです。けがをされたのが1件、体調が悪くなった、熱中症が2件ということで、例年、今までのことを思えば、かなり救急車の出動回数は減ったのかなというふうな感想でしたので、路上駐車も少なくなったのと、救急車の出動が今年は多分、銚子

川の水がかれておって、そういう危ない遊びをしなかったのかなというふうにも感じますけれども、対策、しっかりと考えていただきたいなというふうに思うのと、川原への車両の乗入れ禁止に関しては、禁止という言葉をつけるのが難しいというふうな判断をよくされるんですけども、今、町長が来年度はそういう形で入り込みをさせない対策をしっかりと取るというところで、来る人の安全も含めてやっていただくと、入らせないと決めながら入ってしまったのはどうしようもないという状態ではなくて、ルールを決めてやろうとしたのであれば、本当にしっかりと入り込ませない対策を取るべきだと思うので、しっかりと対策を取っていただきたいなというふうに思います。

権兵衛の里の駐車場に関しても、権兵衛の里へ行かれた方で、1時間を超えて1,000円を払うという形も聞かれるので、1時間以内に帰らなくてはならないというのは、なかなか厳しいなというふうに思うので、この対策はいま一度、しっかりと考えていただきたいなと思います。

答弁をお願いしたいと思います。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

たくさんいただいたように思うので、また漏れていればお願いします。

マナーのお話は先ほど申し上げたんで、河床掘削と団体、漁協とかそういったところだと思うんですが、これはまずは工事入る前も県のほうにはそういった話合いもしていただいてやっていただきたいなと思いますが、それがどこまでできるのか、我々ではちょっと分かりにくいところがございますし、ただまずは命を守るための事業であるということは、まず優先だと思います。

それから、路上駐車のことにつきましては、全般論で話します。ごみも路上駐車も、先ほど申し上げたように、元年、2年、そういうのから比べると随分とよくなってきております。我々も以前の質問にもお答えさせていただいたんですが、マナーのいいお客様にリピーターになってほしいという話はするんですが、これ、議員もおっしゃっていただいたように、個々の問題なので、なかなか年によって、私はあれはどうなのかなと思うのはSNSなんかで流された方とか、地域によって、来る人によってもそういう違いもあるのかなとも思っているところでございます。全然確証もございませんけれども。

それから、川原への車両は対策を取るということなんですが、県と相談してできる対策

をやっていきたいということです、町だけでできないので、そこだけちょっとご理解いただきたいなと思っております。

権兵衛の里については1時間以内と、前にも答えさせていただいたんですかね、近いので1時間の前に来て、出ていただいて入っていただければ、何時間でもおれますので、そして権兵衛の里の駐車場用に7台ぐらいですか、取らせていただいておりますので、あそこは満車になることはないと思いますので、ちょっと手間はかかると思うんですが、そういう工夫もしていただければ幸いかなと思います。

以上です。

入江康仁議長

奥村議員。

7番 奥村仁議員

もうちょっと掘り下げていきたいんですけれども、時間も少なくなってきたので、また機会があればという形でいきたいと。

とにかく、銚子川に関しては年々変化もあるんですけれども、いま一度施策として、人を呼ぶならしっかりとしたインフラ整備も含めてやるべきかなと思いますので、また議論をしていきたいと思いますし、考えていただきたいというふうに思います。

それでは次に、矢口小学校の今後についてに入ります。

令和7年3月31日をもって閉校、廃校となる矢口小学校です。令和6年3月定例会にて廃校の議案が可決されました。そもそも統合には前向きなというよりも、しっかりと進めるべきであるのではないかという考えの私でありましたので、反対するというような気持ちはなく、保護者や地域住民の様々な感情を、統合したときの利点をしっかりと伝え納得していただこうと考え、対応してきたつもりでしたが、去年の教育委員会と保護者の意見交換を見ていて、あまりにも一方的な部分があると感じ、保護者や地域への配慮のなさに委員会では反対の意見を述べました。ただ、今後の廃校に向けた対応について、住民・保護者に寄り添った施策をしっかりと計画し、実行していただくことを切に願い、本会議では賛成をいたしました。

今回は、本年度の折り返しとなる9月議会ですので、改めて幾つかの項目で、切れ目なく学校施設を地域が児童・生徒が未来に向け有効な施設として地域で生かしていくことができるのか、教育委員会は、町行政はしっかりと議論し、進めているのかをお聞きいたします。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

矢口小学校ということで、本来、教育長に答弁をしていただくのですが、2番のところですか、廃校後の施設活用ということは、町全体の財産的な部分もございますので、私から答えさせていただきますが、統廃合に伴う学校で、まだ利用されていないところもございます。そういったのも含めて、重要な公共施設でございますので、現時点ではそういった検討はできておりません。しっかり施設の利用するいい案があれば検討していきたいと思いますので、ご理解いただきたいと思います。

あとは教育長から答弁いただきます。

7番 奥村仁議員

僕、言ったほうがいいですかね。

入江康仁議長

そうやね、項目だけはっきり、ちょっとまた。

奥村議員。

7番 奥村仁議員

すみません、項目だけ言わせていただいて、進めたいと思います。

1つ目に、廃校に向けてのスケジュールについてどうなっているか、2つ目、今、町長が答弁された廃校後の施設利用について、3つ目で、廃校後の施設管理について、4つ目で、教員住宅の管理について、5つ目で、学校農園の適切な返還についての5つをお聞きしたいので、答弁をお願いいたします。

入江康仁議長

この2番目の施設の活用について、今、答弁、町長がしたのでいいですね。それなら、あとの4つを。

中井教育長。

中井克佳教育長

もう今、お示しいただいた項目通して、お答えさせていただきます。

それでは、まず廃校に向けてのスケジュールです。

そもそもこの廃校につきましては、子どもたちの数が減る中で、教育活動の選択肢が減るということで、子どもの教育をより豊かなものにしていく、持続していくために、地域

の皆様、保護者の皆様の意向も聞かせていただきながら進めてまいりました。最も大事な子どもたちの閉校に向けてのスケジュールであります。

1学期については、統合を予定されている相賀小学校、そして上里小学校と交流学习をやっていただきました。特に、相賀小学校については、ズーム交流会からスタートして、授業交流を低学年、中学年、高学年の3つのグループに分けて3回行いました。また、起震体験車を使うことで防災学習をさせていただき、統合後、こういった安全が確保されているのかというのを子どもたちの目線でも感じてもらいたいという狙いで行いました。

上里小学校は、交流会を1回実施しております。2学期以降、相賀小学校、上里小学校は、矢口小学校の負担が生じないような配慮をして、そして時期を調整して、引き続き授業交流と行事交流、また12月には社会見学も一緒に合同で行くような工夫を、今検討しているところであります。

続いて、2つ目が、保護者説明会の取組です。

保護者の皆さんにつきましても、相賀小学校が統合先ではありますが、上里小学校も小規模特認校ということで選択ができます。そのため、この9月に2校、相賀小学校と上里小学校が矢口小学校の保護者に向けてプレゼンテーションをしていただき、それぞれの学校の特性、特徴をご説明させていただく予定であります。

最終的にどこへ希望するのかという問題が出てきます。これにつきましては、国の規定で11月1日に、次年度どこへ行くのかという名簿を作る必要がありますので、9月の、先ほどの説明会以降、暫時、保護者の皆さんのご質問、相談には個別に対応させていただき、10月中旬に希望の紙をお配りし、25日に一応、意思表示をしていただく予定であります。

こういったような取組を進めていきますが、最も大事なのはそれぞれご要望や不安や中身が違うと思うので、引き続き、本庁で相談窓口を設けて、丁寧に対応していきたいと思っております。

3つ目は、矢口小学校の閉校式の準備です。

閉校式のほうは紀北町が主催して、矢口小学校の3学期の終業式が終わってから実施する方向で、今、調整を行っております。

続きまして、3つ目の項目にお答えいたします。

廃校後の管理運営についてです。

廃校後の維持管理については、建物や設備の劣化を防ぐため、定期的な点検とメンテナンスを行い、屋根、外壁、配管、電気設備などの主要なインフラの管理を行い、必要に応

じて、老朽化した部分の修繕や利用目的に応じた改修も考えていかないといけないと考えています。

また、運動場の状態についても、地域住民の皆様から苦情をいただかないように管理に努めてまいりたいと思っております。

廃校になった後、その施設をどのように活用するのか計画を立てていくことになりますが、施設をどう活用するかについては、住民の方々の意見もお聞きさせていただきながら、ニーズに合った施設活用を考えていきたいと思っております。

4つ目の矢口小学校の今後についてのところで、1点、教員住宅のほうは説明させていただいてよろしいですか。この閉校が決まってから、教員住宅の管理について、小学校であるのか、教育委員会であるのか曖昧になっていたところがあります。この間、曖昧になった中で、矢口地区の住民の方に除草に取り組んでいただいたりしておりました。この場で感謝申し上げます。今後、このようなことがないように、きちんとこの点については教育委員会が管理すべきものと考えております。

以上で、漏れがありましたら、また……

入江康仁議長

学校農園の……

中井克佳教育長

学校農園について、この取扱いにつきましては、現在、矢口小学校が利用している学校農園は平成20年から17年間、矢口小学校の教育にご理解をいただく地域の方にお借りして、毎年、児童への指導と管理をお引き受けいただけてきました。

現在まで、17年間、多くの卒業生がこの農園で農業体験学習を学び、平成28年度に児童の発案でまんてん農園という名称の看板が掲げられて、非常に濃厚な学びをさせていただいた経緯がございます。

この体験学習も本年度秋で終了を迎えます。農園を返却させていただくことになりますが、どういった形で返却させていただくのかは、持ち主の方のご意向も聞きながら、丁寧に対応させていただきたいと考えております。

以上でございます。

入江康仁議長

奥村議員。

7 番 奥村仁議員

それでは、1番の廃校に向けてのスケジュールについて、ずっと今年度からのことを説明いただきました。学校サイドの話であったと思うので、最後、1点のところで、閉校式の準備というところで、この地域を含めた取組というのがどこまでなされているのかをもう一度聞きます。

それと、廃校後の施設利用何ですけれども、学校施設であるのと、今でも避難所としての運営を行っているところなので、生徒がいるから今できない部分もあります。なので、いなくなって廃校となったときにはしっかりとした防災施設であったり、避難所運営の町全体のそういう体験をできるような施設にしたりというのも可能だというふうに思いますので、高齢者の交流施設も含めて、地元としっかりと協議しながら進めていただければというふうに思っているところであります。

廃校後の管理ですけれども、これは教育委員会がと説明されましたけれども、いつまで教育委員会がそういう形で責任を持つのかという部分をもう一度答弁いただきたいと思います。教員住宅に関しては、教育委員会で、これも言われたんですけれども、今までやっぱり曖昧な形でしたので、これももう既に潰さなければならない、撤去しなければならない状況であるかもしれないので、それも含めて検討していただきたい、明確にしていきたいと思います。

学校農園に関しては、17年前、この農園の歴史は17年間ではなくて、かなり古い歴史があります、場所は変わりましたが。前の場所を返却しなければならなかった事情の中で、その代わりとしてお願いして借りた場所なので、しっかりとした返却方法を相談していただきたいというふうに思いますので、答弁を求めます。

入江康仁議長

中井教育長。

中井克佳教育長

まず、閉校式の件であります、閉校式のほうは現在、学校と区のほうが閉校式の準備を進めております。そのめどが立ち次第、こちらのほうからも提案し、区の意向も聞きながら、町として開催していきたいと考えております。決まり次第、また議員の皆様にもご案内申し上げます。

続きまして、矢口小学校の避難地域の防災機能についてであります。これにつきましては、危機管理課とも連携しながら、今後、自主防災会の方たちの意向も聞き、利用していただくことになるかと思えます。閉校した後も、きちんとそういった避難ができるような

体制は取っていきたいと考えております。

続いて、いつまで学校施設を教育委員会が教育財産として管理していくのかということですが、これについても、今後、町長部局と検討していくテーマの一つとなると思っております。教育委員会についても有効な利用があるようであれば、それを出していきたいと思ひますし、各課からの提案も聞いていきたいと思ひております。

続いて、教員住宅についてであります。これについては、私も実際に見て、そして周りの除草作業もした経験がありますが、もう住むには適するものではないと考えております。今後、こういった形であのおうちを整理していくのか、検討してまいりたいと思ひております。

以上であります。

入江康仁議長

学校農園はどうですか。

中井克佳教育長

すみません、学校農園。もう一度、学校農園について質問内容を教えていただけますか。

入江康仁議長

時間止めます。もう一回だけ。

7 番 奥村仁議員

学校農園に関しては17年間という形を言われたんですけども、かなり長い歴史がありますので、農園をずっとやってきたこの矢口浦地区という部分でも農園という部分に関しては特殊な学校やったと思うので、やはり前の借りておった農園を返した、その代わりに貸していただいたところなので、貸していただくに当たって、かなり整備をPTAでしてきたところがあって、元の持ち主がやった部分じゃない部分もかなりあるので、それをしっかりとどういうふうに戻すのかというのは、持ち主の方としっかりと調整を行って気持ちよく終わっていただきたいなというふうに思ひますので、それを答弁お願いしたいです。

入江康仁議長

中井教育長。

中井克佳教育長

議員がご指摘されておりますように、矢口小学校にとってあの学校農園は非常に重要な施設です。あの場で取り組んだ教育内容が県のほうでも認められて、一つの地域学習のモ

デルとして取り上げられております。

この返却につきましては、まず11月に最後の収穫の記念式典があるというふう聞いております。それについても、我々も何らかの形でサポートさせていただきたいと思っております。

また、お借りしたものについては、原則、現状復帰するのが原則だと思いますが、持ち主の方の思い入れも当然おありだと思いますので、そこはまずお考えを聞かせていただいて、対応を考えていきたいと思っております。

以上です。

入江康仁議長

奥村議員。

7 番 奥村仁議員

2 番の廃校後の利用について、~~ト~~ちなわと要望ではないですけども、考え方について言ったんですけども、町長からその点、答弁いただければと。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

廃校後、どういう活用をするかということ、地域の皆様のご要望等も含めて直ちにどこかに、今の段階ですよ、直ちにどこかに貸すとか、どこかに活用するという案がございせんので、いろいろ避難所マニュアルに基づいてやっていただいたりもしておりますので、そういったもので活用をしていただければ、私としてもありがたいなと思います。ただ、常設的に何をやるかというのについては、またご相談とかいろいろあると思いますが、いろいろな形で活用していただいて、集会所とともに活用していただきたい、そのように思います。

入江康仁議長

奥村議員。

7 番 奥村仁議員

時間がないので、それでは、いろいろ質問もしてありますけれども、いずれにしても矢口小学校147年の歴史の幕引きには後悔のない閉じ方をし、同時に新たな出発につながることを求めて9月議会の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

入江康仁議長

これで7番 奥村仁議員の質問を終わります。

なお、宮地忍議員ほか3人の質問者については、9月11日の本会議の日程といたします。

入江康仁議長

本日はこれで散会といたします。

どうも皆さん、ご苦労さまでございました。

(午後 3時 34分)

地方自治法第123条第2項の規定により下記に署名する。

令和 7 年 1 月 2 2 日

紀北町議会議長 入江康仁

紀北町議会議員 近澤チヅル

紀北町議会議員 家崎仁行